

第1回 横浜市立港湾病院指定管理者評価委員会

日時 平成15年11月12日(水) 14:00~
場所 横浜市庁舎 5階特別会議室

次 第

- 1 市長あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 衛生局幹部紹介
- 4 横浜市立港湾病院指定管理者評価委員会について
- 5 議事
 - (1) 委員長の選出
 - (2) 港湾病院指定管理者の選定の対象とする法人について
 - (3) 港湾病院指定管理者の指定条件について
 - (4) 提案の評価について
 - (5) その他

議事(4)以降については非公開

横浜市立港湾病院指定管理者評価委員会 委員名簿

おかや けいこ
岡谷 恵子

社団法人 日本看護協会 専務理事

くぼ はつえ
久保 ハツエ

市政モニター

こやまだ けい
小山田 恵

社団法人 全国自治体病院協議会 会長

さいとう たけのり
齊藤 毅憲

横浜市立大学商学部教授

しおばら しゅうぞう
塩原 修蔵

公認会計士

日本公認会計士協会

前 非営利法人委員会委員長

現 医療法人専門部会専門委員

ないとう てつお
内藤 哲夫

社団法人 横浜市医師会 会長

なかむら えいいち
仲村 英一

財団法人 日本医療機能評価機構 副理事長

財団法人 結核予防会 理事長

(五十音順,敬称略)

選 定 対 象 と す る 法 人

労働福祉事業団
国家公務員共済組合連合会
日本赤十字社
恩賜財団済生会
全国社会保険協会連合会
神奈川県厚生農業協同組合連合会
昭和大学
聖マリアンナ医科大学
北里学園
帝京大学
東海大学
日本医科大学
杏林学園
慶応義塾
順天堂
日本大学
東京医科大学
慈恵大学
東京女子医科大学
東邦大学
埼玉医科大学
獨協学園
自治医科大学

横浜市立港湾病院指定管理者の指定条件について

横浜市衛生局

目次

第 1 章	横浜市立港湾病院の概要	1
1	名称等	1
	(1) 名称	
	(2) 所在地	
	(3) 病床数 (許可病床)	
2	敷地・建物の概要	2
	(1) 敷地・建物面積等	
	(2) 付帯施設	
	(3) その他	
	ア 駐車場 (増設分)	
	イ 職員宿舎・職員用院内保育施設	
3	病院棟の施設概要	3
	(1) 地下 1 階	
	(2) 1 階	
	(3) 2 階 (25 床)	
	(4) 3 階 (50 床)	
	(5) 4 階	
	(6) 5 階 (130 床)	
	(7) 6 階 (1 病棟 49 床 × 4 病棟計 196 床)	
	(8) 7 階 (1 病棟 49 床 × 3、46 床 × 1、4 病棟計 193 床)	
	(9) 8 階 (1 病棟 40 床)	
	(10) 塔屋	
	(11) 個室数	

第2章 指定条件 5

指定管理者が行う業務 5

1 業務の範囲 5

- (1) 診療及び検診に関すること。
- (2) 使用料及び手数料の徴収に関すること。
- (3) 施設・設備、及び備品の維持管理等に関すること。
- (4) その他、市長が定める業務

2 開院準備 6

- (1) 備品（初度調弁）について
- (2) 運営マニュアルの作成
- (3) 医療情報システムの構築
- (4) 職員研修
- (5) 病院名等の表示
- (6) 患者移送
- (7) 患者情報の引継ぎ

3 施設・設備及び備品の維持管理等 8

- (1) 施設及び設備の維持管理
- (2) 施設及び設備の改良、改修及び保守・修繕
- (3) 備品について

4 その他 9

- (1) 指定管理者としての指定期間
- (2) 自ら指定の取消を求める場合
- (3) 原状復帰

実施すべき医療機能 10

1 医療機能 10

- (1) 基本的医療機能 10

(2)	標ぼう診療科	11
(3)	外来診療体制	12
(4)	入院診療体制	13
(5)	看護	14
2	政策的医療機能	15
(1)	24時間365日の救急医療	15
(2)	小児救急医療	16
(3)	輪番制救急医療	17
(4)	母児二次救急医療	18
(5)	精神科救急医療	19
(6)	精神科合併症医療	20
(7)	緩和ケア医療	21
(8)	アレルギー疾患医療	22
(9)	障害児(者)合併症医療	24
(10)	災害時医療	25
(11)	市民の健康危機への対応	27
3	地域医療全体の質の向上に向けた役割	28
(1)	医療における安全管理	28
ア	安全管理に基づく医療の提供	
イ	院内感染対策	
(2)	医療倫理に基づく医療の提供	30
(3)	地域医療機関との連携・支援、地域医療の質向上のための取組	31
(4)	医療データベースの構築と情報提供	32
(5)	市民参加の推進	33
4	患者及び来院者へのサービス提供	34
(1)	施設サービス	
(2)	外来・入院患者向けサービス	
(3)	ボランティアを活用したサービスについて	
(4)	院内学級について	

5	開院時の体制	37
	(1) 開院日	
	(2) 段階的開院（開床）計画	
	【外来】	
	【入院】	
	【政策的医療】	
6	病院及びスタッフ管理（医師・看護師等・事務等）の体制	39
	指定管理に関する基本的事項について	40
1	指定管理契約	40
	(1) 契約の根拠	
	(2) 権利義務の譲渡禁止	
	(3) 業務委託の届出	
	(4) 守秘義務	
2	会計・経理の原則	40
3	条例及び規則に定める事項	40
	(1) 病院名・診療科名	
	(2) 診療費等	
	(3) 診療を行わない日、診療を行う時間等	
4	指定管理料等について	42
	(1) 横浜市が指定管理者に対して支払うもの	
	(2) 指定管理者が横浜市に対して支払うもの	
	(3) 指定管理者の資金調達等に対する横浜市の支援	

5	管理に関する報告・指示等	44
	(1) 事業報告書の提出	
	(2) 報告・指示等	
	(3) 書類の保存	
6	医療事故等への対応について	44
7	協議事項	44

第 1 章 横浜市立港湾病院の概要

1 名称等

(1) 名称

横浜市立港湾病院(*)

(*)病院名は、市立病院として市民にわかり易く、かつ、指定管理者の責任と信用も併せて表現できる名称について今後検討する。

(2) 所在地

横浜市中区新山下 3 丁目 12 番 1 号

(3) 病床数（許可病床）

6 3 4 床（一般 5 8 4 床、精神 5 0 床）

2 敷地・建物の概要

(1) 敷地・建物面積等

詳細は別添図面等資料参照

(2) 付帯施設

敷地内駐車場(308台分)、自転車置場、バス停留場、タクシー乗り場、小型船舶が接岸できる護岸(災害時の患者等搬送用)、緊急離着陸場(屋上ヘリポート)、公開空地

(3) その他

ア 駐車場(増設分)

当初から設置される敷地内の駐車場の他に現病院の敷地に、新病院開院後200台分程度を市の負担で整備予定である。

イ 職員宿舎・職員用院内保育施設

本市による確保は行っていない。

指定管理者が必要とする場合は、指定管理者の負担で確保することとする。

確保方法等については、別途協議を行う。

3 病院棟の施設概要

詳細は別添図面等資料を参照

- (1) 地下1階
駐車場、放射線部門（核医学・治療）、霊安室、解剖室、食堂・売店スペース
- (2) 1階
総合案内、総合相談室、中央待合ホール、外来診察室、外来手術室、救急外来、生理機能検査室、薬局、食堂・売店スペース、中央監視室、ATM等設置コーナー
- (3) 2階（25床）
放射線部門、内視鏡検査室、外来診察室、検体検査室、病理検査室、中央材料室（SPD）、厨房、緩和ケア病棟（25床）
- (4) 3階（50床）
手術室（11室）、管理部、看護部、医局、研修室、図書室、会議室、病歴室、更衣室
①ICU(6床)、HCU（2床室3、個室9【うち感染対応個室4】）、CCU（4床）
②救急病棟25床（4床室5、個室5【うち感染対応個室1】）
- (5) 4階
設備機械室、倉庫、更衣室
- (6) 5階（130床）
①精神科病床50床（開放【4床室3、個室2】、閉鎖【4床室4、個室5、保護室5】、合併症【4床室2、個室2】）
②産婦人科病床40床（4床室8、個室7、居室型分娩室1）
③小児科病床40床（4床室6、個室10【うち感染対応個室3】、NICU6【うち感染対応NICU1】）
- (7) 6階（1病棟49床×4病棟計196床）
4床室36、個室52

(8) 7階（1病棟 49床×3、46床×1、4病棟計 193床）
4床室 35、個室 53【うち感染対応個室 3】

(9) 8階（1病棟 40床）
4床室 6、個室 16

(10) 塔屋
ヘリポート
機械室

(11) 個室数

個室・種別	面積	室数
個室① トイレ付	18.6 m ²	48
個室② トイレ付	22.9 m ²	23
個室③ シャワー・トイレ付	18.6 m ²	54
個室④ シャワー・トイレ付	22.9 m ² 他	7
個室⑤ ハス・トイレ付	22.9 m ² 他	11
個室⑥ ハス・トイレ付	47.2 m ² 他	3
個室⑦ ハス・トイレ付	35.7 m ²	1
個室⑧ 居室型分娩室	41.4 m ²	1
計		148

注：重症患者用個室を含む。

第 2 章 指定条件

指定管理者が行う業務

1 業務の範囲

(1) 診療及び検診に関すること。

外来診療、入院診療、在宅療養等港湾病院が提供する医療（診察・検査・治療・看護）及び医療関連行為のすべて。

例）相談、診察、検査、処置、調剤、投薬、看護、診断、霊安等（これらに伴う受付、会計などを含む。）

(2) 使用料及び手数料の徴収に関すること。

診療及び検診に係る費用、分娩料、室料差額、駐車料金、各種証明書料等の徴収（収入を調定し、納入を通知し、収入を受け入れる一連の行為）

例）・使用料・手数料（延滞金を含む）の収入調定、納入通知、収入の受入、督促、催告、滞納整理等及び関連事務

- ・ 徴収金については、本市病院事業会計に納入
- ・ 徴収事務に関しては、地方公営企業法第 33 条の 2 の規定に基づく収納委託事務契約を併せて行う。

(3) 施設・設備及び備品の維持管理等に関すること。

詳細については別掲のとおり。

（「3 施設・設備及び備品の維持管理等」参照）

(4) その他市長が定める業務

市民への情報提供機能、病院運営委員会の設置、災害拠点病院としての役割（医薬品の備蓄、医療チームの派遣等）、市民の健康危機への対応等この指定条件に記載があるもの及び今後協議のうえ定めるもの。

2 開院準備

(1) 備品について

新病院には、備品類（医療用備品、患者用什器備品類、事務用什器備品類等）は、一切整備していない。必要な備品については、指定管理者が整備すること。費用については指定管理者の負担とする。

【現病院備品】

現病院の備品のうち、使用可能なものについては、指定管理者に引き渡すものとする（別添備品一覧表参照）。

移設及び移設に伴う機器の調整費用については指定管理者の負担とする。

詳細については、別途協議する。

(2) 運営マニュアルの作成

病院運営に係る具体的な計画を策定し、それに基づいた各部門マニュアルを策定すること。

費用については指定管理者の負担とする。

(3) 医療情報システムの構築

電子カルテ及びオーダーリングシステム・医事システム・各部門システム等を計画的に構築すること。地域医療連携など将来的な発展性を担保すること。

費用については指定管理者の負担とする。

(4) 職員研修

運営マニュアル及び医療情報システム、医療機器、設備類等の運用・操作等について、十分な教育研修を行い滞りなく開院できるようにすること。

費用については指定管理者の負担とする。

(5) 病院名等の表示

外壁看板や院内サインの設置は、市が費用を負担して行う。

(6) 患者移送

現病院からの患者の移送については別途協議する。

費用については、新病院における受け入れに必要な費用を除き市が負担する。

(7) 患者情報の引継ぎ

現病院のカルテ・フィルムなどの患者情報については、指定管理者に引き渡す。費用については市が負担する。

3 施設・設備及び備品の維持管理等

(1) 施設及び設備等の維持管理

本市の財産である病院の土地・建物・設備及び付帯施設の維持管理全般は、指定管理者が行う。なお、管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置すること。

開院までの施設の維持管理業務は、別途、指定管理予定者に委託し、費用については市が負担する。

開院後の費用については、指定管理者の負担とする。

(2) 施設及び設備の改良、改修及び保守・修繕

① 建物、施設、設備等の改良工事等については、指定管理者と市で事前に協議を行う。実施する場合の費用は、市が負担する。

② 建物、施設、設備等の改修工事等については、指定管理者が事前に市の承認を得て行う。実施する場合の費用は、指定管理者が負担する。

③ 建物、施設、設備等の保守・修繕等については、必要に応じて指定管理者が実施し、費用についても指定管理者の負担とする。

④ 上記の区分のいずれに該当するか疑義があるときは、必要に応じて協議するものとする。

(3) 備品について

備品（医療用備品、患者用・事務用什器備品類等）の維持管理については、指定管理者が行い、費用についても指定管理者の負担とする。

備品の更新については、必要に応じ指定管理者が行い、費用についても指定管理者の負担とする。

4 その他

(1) 指定管理者としての指定期間

指定管理者が管理を行う期間は、指定（開院）後 30 年目の年度末までとする。なお指定期間については、横浜市会の議決により正式決定する。

ただし、指定管理者が、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項に定める必要な指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、市は、指定管理者に対し指定の取消又は期間を定めて全部又は一部の停止を命ずる。

(2) 指定管理者から指定の取消を求める場合

自己の理由により指定管理者側から指定の取消を求める場合は、3 年以上の猶予をもって申し出、市と協議するものとする。

この場合、指定管理者の指定の取消により市に損害が発生するときは、市は、その範囲内で賠償を受けたうえで、指定の取消を行う。

(3) 原状復帰

指定管理者は、指定期間が満了したとき、もしくは指定が取り消されたときは、速やかに原状復帰して市に建物及び付帯施設等を引き渡すこと。

実施すべき医療機能

本市医療施策の中核的な担い手として、政策的に必要な医療の提供や市民の健康危機への対応を行うとともに、市立病院として地域医療全体の質向上を図る先導的な取り組みを行うこと。

1 医療機能

横浜南部保健医療圏の中核的な医療機関のひとつとして、地域医療機関との連携のもとに、心疾患・がん・脳血管疾患等の生活習慣病への対応など、急性期を中心とした二次医療機能を提供すること。

(1) 基本的医療機能

- ① 急性期を中心とした二次医療を提供すること。
- ② 市民ニーズや他の医療機関との役割分担を踏まえた特色ある医療を実施すること。

●以下について新港湾病院における提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 病院運営上の理念
- イ 急性期を中心とした医療を提供していく新病院の運営方針
- ウ 医療機能全体としてどのような特色を持たせるか

(2) 標ぼう診療科

次の 23 診療科を設置すること。

内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、神経内科、小児科、外科、
整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚
科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーショ
ン科、精神科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、アレルギー科

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア 実施する診療科の標ぼう名について

(上記 23 診療科以外の診療科を設置する場合や独自の標ぼう科名を用
いる場合は、その診療科名及び上記診療科名との関連等を示すこと。)

(3) 外来診療体制

- ① 各診療科の診療は、できる限り毎日行い、患者が受診しやすいよう配慮すること。
- ② 市民の医療需要に対応した専門外来等を実施すること。
- ③ 院外処方とすること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 外来診療日・時間、専門別診療日などについて
- イ 患者や疾病の特性に応じて各診療科が横断的にあたる外来診療や専門外来及びその体制について
- ウ その他、外来に関することについて

(4) 入院診療体制

- ① 看護単位は、一般病床においては、基準看護 2 対 1 を充足すること。
- ② 安全管理、感染管理に十分配慮した部門運営を行うこと。
- ③ 運営中の病院の入院診療関係マニュアルがある場合は提出すること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 病棟単位（単科、混合等）について
- イ 各病棟の夜勤体制、交代勤務体制について
- ウ 入院時の食事（治療食）の種類・内容・提供方法等について
- エ 病棟薬剤業務など入院診療に対する各中央部門の関わり（役割）について

(5) 看護

- ① 看護部門の組織を確立し、適切な運営を行うこと。
- ② 患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこと。
- ③ 看護基準・手順が定められていること。
- ④ 体系的な継続教育を行うこと。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 看護部門の理念及び目標を示すこと。
- イ 看護管理体制の組織図を示すこと。
- ウ 継続教育の体系を示すこと。
- エ 専門領域において、特別な看護活動ができる人材の育成及び活用の考えを示すこと。
- オ その他、看護体制に関することについて

2 政策的医療機能

(1) 24時間365日の救急医療

- ① 診療時間外において内科系・外科系・専門科系（眼科、耳鼻科等）・産婦人科に、それぞれ救急に従事する医師1名以上を配置し、24時間365日の二次救急医療体制を組むこと。
- ② 救急外来に内科系の専任の医師を配置すること。
- ③ 専門科系については、応需する診療科名をその日ごとに救急指令本部に登録すること。
- ④ 救急時間帯に必要な応じ全身麻酔ができる体制をとること。

【交付金】

24時間365日の救急医療の実施に当たっては、別途「政策的医療交付金（仮称）」を交付する予定。

平成15年度予算における水準は、年間2,300万円程度

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 救急外来の人的配置（医師・看護師・検査技師等）について
- イ 救急病棟の人的配置（医師・看護師・検査技師等）について
- ウ 患者の転棟基準など救急病棟運営の基本的な考え方について
- エ その他、診療方針・診療体制について

(2) 小児救急医療

- ① 横浜市の小児救急医療対策事業に参加し以下の体制を組むこと。
- ・ 24 時間 365 日の二次小児科救急医療体制を組むこと。
 - ・ 全休日及び夜間に小児救急専用ベッド 2 床以上を確保すること。
 - ・ 救急医療に携わる小児科医 1 名以上を配置すること。

【交付金】

小児救急医療対策事業の実施に当たっては、別途「政策的医療交付金（仮称）」を交付する予定。

平成 15 年度予算における水準は、年間 1,000 万円程度

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア 小児科医の人員体制について

イ 初期・二次・三次の見極めが難しい小児救急患者への対応について

ウ その他、診療方針・診療体制について

(3) 輪番制救急医療

① 横浜市の病院群輪番制救急医療体制に参加し、以下の体制を組むこと。

- ・内科・外科・小児科・急性心疾患の救急医療体制を組むこと。
- ・輪番日には、「24時間365日の救急医療」の体制を基準に、さらに、人員を増員するなど輪番日に対応できる必要な体制を組むこと。
- ・急性心疾患の輪番日には心疾患専門医を配置すること。
- ・輪番応需は年間45日程度であること。

(参考)「横浜市病院群輪番制運営費補助金交付要綱」

【交付金】

輪番制救急医療の実施に当たっては、別途「政策的医療交付金（仮称）」を交付する予定。

平成15年度予算における水準は、実施回数等に応じて年間2,000万円程度

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア 「24時間365日の救急医療」に加えて、輪番日に応需するための体制確保について

イ 急性心疾患へ対応するための医師・看護師・技師等の体制確保について

ウ その他、診療方針・診療体制について

(4) 母児二次救急医療

- ① 横浜市の母児二次救急システムに参加し、以下の体制をとること。
 - ・産婦人科診療所等との連携を図り、母児（母体、胎児、新生児）の救急医療の受け入れ等を行うこと。
 - ・産婦人科、小児科の24時間365日の勤務体制を組むこと。
- ② 神奈川県周産期救急システムに協力病院として参加すること。
（人的体制を除き、施設をNICU基準とすること。）
（参考）「横浜市母児二次救急システム実施要綱」

【交付金】

母児二次救急システムの実施に当たっては、別途「政策的医療交付金（仮称）」を交付する予定。

平成15年度予算における水準は、年間400万円程度

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 横浜市母児二次救急システム及び神奈川県周産期救急システムに参加する上での体制と関連診療科との連携等について
- イ その他、診療方針・診療体制について

(5) 精神科救急医療

- ① 夜間・休日・深夜の救急患者（二次、三次）の受け入れを行いそのための保護室3床を確保すること。
- ② 受入時間帯において精神保健指定医を配置すること。
- ③ 夜勤の看護体制は、最低でも看護師3名を含むものとする。
- ④ 精神保健福祉士（兼任可）を配置すること。

（参考）「神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱」等

【交付金】

精神科救急医療の実施に当たっては、別途「政策的医療交付金（仮称）」を交付する予定。

平成15年度予算における水準は、実施回数等に応じて年間約4,600万円（内、本市負担約2,500万円、他は県・川崎市負担）程度

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア 指定医の当直体制を含めた病棟体制について

注：合併症への対応と併せて運用する場合は一体として記入すること。

イ その他、診療方針・診療体制について

(6) 精神科合併症医療

- ① 当該医療は、神奈川県内の精神病院等に入院する身体合併症患者を本市の要請に基づいて港湾病院に受け入れ、必要な医療を行うものである。現在、神奈川県・横浜市・川崎市との間で制度化について検討中。
- ② 精神科病床50床のうち10床を常時合併症患者用とすること。
(専用施設あり、図面参照)

【交付金】

精神科合併症医療の実施に当たっては、神奈川県・横浜市・川崎市で、平成17年度を目途に制度化について検討中。

決定した制度に基づいて算定した金額を交付する予定である。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 精神科と関連診療科との連携について
- イ 合併症医療を行う上での医師・看護師等の人的体制について
- ウ その他、診療方針・診療体制について

(7) 緩和ケア医療

- ① 癌による末期症状を示している患者に対する緩和ケア医療を行うこと。
- ② 全国ホスピス・緩和ケア病棟連絡協議会による「施設におけるホスピス・緩和ケアプログラムの基準」に基づくケアを行うこと。
- ③ 開院後速やかに施設基準を取得すること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 緩和ケア医療提供にあたっての基本的な考え方について
- イ 在宅における緩和ケア医療提供への考え方について
- ウ 専任医師や認定看護師等の専門スタッフの確保を含めた体制について
- エ 施設基準取得の計画について
- オ その他、診療方針・診療体制について

(8) アレルギー疾患医療

- ① アレルギー科を標ぼうすること。
- ② アレルギー科に、アレルギー学会認定の専門医又は指導医を常勤配置すること。
- ③ 重症化・複合化するアレルギー疾患に適切に対応するため、関連する診療科（内科、呼吸器科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科など）と連携し、アレルギー科として複数科の協力による専門外来を設置すること。
- ④ 時間外においても、関係科との連携により、喘息発作等の対応が可能な体制をとること。
- ⑤ 市民からの相談等を受け対応する体制をとること。
- ⑥ 臨床データや最新の医療情報の収集に基づく市民や医療機関への情報発信・研究・啓発・教育を行うこと。
- ⑦ 調査研究等において関係する専門的機関との連携を図ること。

【交付金】

アレルギー疾患医療の実施に当たっては、別途「政策的医療交付金（仮称）」として相談機能・情報発信・研究・啓発機能等の提供にかかる費用に応じた金額を交付する予定
詳細については、別途協議する。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア アレルギー学会認定の専門医等の採用配置について
- イ 専門外来の種類・内容について
- ウ 外来診療における時間延長診療や救急対応について
- エ 市民からの問い合わせや相談への対応方法や体制について

- オ 臨床データや最新の医療情報の収集に基づく市民や医療機関への
情報発信の内容・方法等について
- カ 調査研究等において関係する専門的機関との連携について
- キ その他、診療方針・診療体制について

(9) 障害児（者）合併症医療

- ① 身体及び知的障害を併せもつ重度障害児（者）が適切な医療を受けられる体制を整えること。
- ② 外来診療では、障害児（者）に配慮し、診療時間や予約診療体制などの工夫を行うこと。
- ③ 現港湾病院にかかっている患者への医療提供に関しては、十分な引き継ぎを受けたいうで適切に継続すること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 現病院にかかっている患者やその家族等が安心して医療を受けられるようにするための工夫について
- イ 医療従事者と重度障害児者が意思疎通を図っていくための方法について
- ウ 運営中の病院に実績があれば記入すること。
- エ その他、重度障害児者への医療提供について。

(10) 災害時医療

新病院は、免震構造を持ち、負傷者や資材を搬送するための屋上ヘリポートや、陸路が塞がれている場合の輸送手段としての小型船舶用船着場を備えた災害医療拠点病院である。

① 「神奈川県地域防災計画」に基づく災害医療拠点病院として以下の機能を持つこと。

- ・ 広域災害・救急医療情報システムの端末を設置する。
- ・ 多発外傷、挫滅症候群等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備を備える。
- ・ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急医療資機材、応急用医薬品、テント、発電機等を備える。

(参考)「神奈川県地域防災計画」

② 「横浜市防災計画」上の次の役割を果たすこと。

- ・ 被災地からの重症傷病者の受け入れを行う。
- ・ 被災地区へ医療救護チームを派遣する。
- ・ 臨時的な負傷者を拡大して収容する。
- ・ 非常用電源燃料・飲料水（業務用水を含む）を7日分備蓄する。

(参考)「横浜市防災計画」

③ その他、日頃から災害に対応できる体制を確保すること。

- ・ 患者、職員用の食料を3日分備蓄する。
- ・ 通常使用する医薬材料等については、院内に最低3日分程度の在庫を確保すること。
- ・ 市の依頼に基づく医薬材料の備蓄を行うとともに、他の備蓄拠点からの更新対象医薬材料等を受け入れる。
- ・ 自主的及び県・市との連携による災害対応訓練を行う。
- ・ 災害対策や訓練に関して運営中の病院のマニュアルを示すこと。

【必要な災害備蓄について】

①水

7日分 約 1,800 m³

②軽油

7日分 約 130,000ℓ

③食糧

3日分 9000食

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア 災害医療の考え方、災害訓練の内容、回数等について

(免震構造を持ち、屋上ヘリポート・小型船舶用船着き場を備えた
災害拠点病院であることを踏まえて)

イ その他、過去の災害時対応の実績があれば記入すること。

(11) 市民の健康危機への対応

- ① 市からの指示に従い、感染症・テロ行為や放射性物質・化学物質の漏出事故などの突発的な健康危機への対応を行うこと。
- ② その他、市からの指示に従い市民への健康危機への対応を行うこと。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア 突発的な健康危機に対する取り組みの基本姿勢について

3 地域医療全体の質の向上に向けた役割

(1) 医療における安全管理

ア 安全管理に基づく医療の提供

- ① 医療安全管理体制未整備減算を受けない体制とすること。
- ② 安全管理室を設置し専任職員を配置すること。
- ③ 安全管理マニュアルを策定すること。
- ④ 医療事故（インシデントを含む）の公表は市の基準（別添、衛生局市立病院における医療事故の公表）に基づき行うこと。
- ⑤ 横浜市立病院安全管理者会議に参加すること。
- ⑥ 運営中の病院の安全管理に関するマニュアルを提出すること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 安全管理の方針・組織責任体制について
- イ 安全管理研修の内容・方法・対象について
- ウ インシデントレポートの有効利用について
- エ 安全管理上、特に重要な手術部門、集中治療部門の職員体制及び医療機器の管理・操作研修などについて
- オ その他安全管理に関することについて

イ 院内感染対策

- ① 院内感染防止対策未実施減算を受けない体制とすること。
- ② 感染対策マニュアルを策定し標準予防策を実施すること。
- ③ 運営中の病院の感染対策マニュアルを提出すること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 患者間における院内感染対策について
- イ 患者から職員に対する感染対策について
- ウ 職員を介しての患者への感染対策について

(2) 医療倫理に基づく医療の提供

- ① 患者中心の医療を行うこと。
- ② 患者の請求に応じてカルテを開示すること。
開示方法等について成文化して公表すること。
- ③ 院内倫理委員会を設置すること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 患者中心の医療の確立方法として、**EBM**（科学的根拠に基づく医療）及び **NBM**（患者自身の言葉をよく聞くことによりその患者に適した医療を提供する。）についての考え方
- イ カルテ開示への考え方・実施方法について
- ウ クリティカルパスの導入及びその内容（診療・検査・与薬・看護サービスなどの指標を含む）について
- エ セカンドオピニオンの導入について
- オ 倫理委員会の運営及び委員構成について
- カ その他、患者中心の医療についての方針・体制について

(3) 地域医療機関との連携・支援、地域医療の質向上のための取組

- ① 地域医療連携室を設置すること。
- ② 患者・市民や地域医療機関に対する啓発活動、情報提供活動その他、地域医療全体の質を向上させる取組を行うこと。
- ③ 財団法人日本医療機能評価機構の医療機能評価を速やかに受審し認定を受けること。
- ④ 臨床研修病院の指定を受けること。
- ⑤ 看護師及び検査技師等の養成課程等のための実習病院として学生等の受け入れを積極的に行うこと。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 地域医療連携の推進のための組織・体制及び方法等について
- イ 本市の他の市立病院や市立大学病院との連携について
- ウ 地域医療支援病院及び紹介外来制についての考え方
- エ 地域医療全体の質向上のための取組について
- オ 臨床研修病院の指定についての考え方
- カ 学生等の受け入れについての考え方

(4) 医療データベースの構築と情報提供

- ① カルテの共有、カルテ開示など医療の透明性を図り、患者及び職員間でわかりやすい医療を提供していくこと、及び患者サービスの向上、効率的な経営管理等を目的に、電子カルテを含む医療情報システムを導入すること。ただし、患者の個人情報の保護に最大限の配慮を行うこと。
- ② ①から得られるデータを蓄積し、地域医療の質向上のために役立つ情報を発信するデータベースの構築を図ること。
- ③ 病歴や診療情報に精通した専任職員を配置すること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 地域医療連携への具体的利用方法、患者サービスの向上、経営向上などへの具体的利用方法など電子カルテの活用方法について
- イ 電子カルテやデータベースの将来計画について

(5) 市民参加の推進

病院運営に関し市民参加を実現するため、別に本市が示す指示に従って次の取り組みを行うこと。

- ① 情報公開の推進を図ること。(個人情報の保護に最大限の配慮を行うこと。)
- ② 病院の医療機能やその実施状況について市民が把握し、病院運営に市民の意見を反映させるため「病院運営委員会(仮称)」を設置し、運営すること。
- ③ 病院ホームページの開設、広報誌の発行など病院広報やEメールやアンケートなどの広聴を積極的に行うこと。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア 市民への情報公開や病院運営に関する市民参加の推進について

4 患者及び来院者へのサービス提供

(1) 施設サービス

新病院建物内において、患者の利便性やサービスに資するために次の施設が設置されている。

当該施設については、行政財産の目的外使用として、指定管理者に一括して許可する予定である。指定管理者は目的外使用の申請を別途行うこと。

① 地下1階

食堂 63.86 m² (内、厨房 22.26 m²)

売店 14.10 m²

② 1階

食堂 (104席相当) 273.66 m² (内、厨房 82.11 m²)

売店 55.07 m² 自販機スペース 5.07 m²

ATM設置スペース 約7 m²

③ 3階

自販機スペース 15.58 m²

④ 5階

売店 40.46 m²

理容室 25.46 m²

⑤ その他

コインランドリースペース (病棟各階)

なお、床頭台・テレビ等は設置されていない。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア これらの施設の使用方法、サービス提供の内容・水準・価格設定の考え方

イ 施設の用途変更や当該サービス以外の提案について

ウ 床頭台・テレビ等の機能・提供方法等について

エ その他、施設サービスの向上に関することについて

(2) 外来・入院患者向けサービス

患者の受診の際の利便性や療養環境の向上を目的として、次の施設を整備している。

①中央待合制

中央待合いホール等を設置し、各診療科の中待合いは整備していない。

②呼び出し用ディスプレイ設置用スペースの確保

③初診患者振り分けのための総合診療ブースの設置

④療養環境の向上のための個室的多床室の設置

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア 外来診療待ち、外来会計待ち時間の短縮方法について

イ 外来予約診療制について

ウ 外来総合診療ブースの運営方法について

エ 入院時の食事に関するサービスとその内容について(治療食以外)

オ デビットカードの採用など支払いの利便性について

カ その他、外来・入院患者に対するサービスとその内容について

(3) ボランティアを活用したサービスについて

ボランティアを活用した患者サービスの向上を目的として、次の施設を整備している。

①ボランティア控え室 (1階 : 27.5 m²)

②図書室 (5階 : 38.9 m²)

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア ボランティアを活用した患者等へのサービスの実施について

イ 既に整備されているスペースを用途変更して他のサービスを実施する場合の内容・考え方について

(4) 院内学級について

小児科病棟（5階）に設置予定の院内学級について、横浜市教育委員会による運営に協力すること。

5 開院時の体制

開院計画についての本市の基本的考え方は次のとおりであるが、患者や病院運営の安全・安定等に配慮し、スムーズな開院を行うためには、弾力的な対応が必要であると考えている。

下記と異なる開院日、段階的開院の考え方がある場合は、それを示すこと。

(1) 開院日

平成 17 年 4 月 1 日

(2) 段階的開院（開床）計画

【外来】

- ① 現病院で標ぼうしている次の診療科は、開院当初から診療を行うこと。
内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科
- ② 在宅療養患者や継続看護に関係する患者の診療についても開院時から体制を整えること。
- ③ 全床開床までに全診療科の外来診療体制を整えること。

【入院】

- ① 開院日から、現病院から移送され引き続き入院治療を行う患者の診療体制を整えること。
- ② 平成 19 年度までにはすべての病床を稼働させること。（全床開床）

【政策的医療】

政策的医療については、それぞれ次に示す時期までに実施すること。

- ① 開院当初
輪番制救急医療、障害児者合併症医療、災害時医療、市民の健康危機への対応
- ② 平成 18 年度中
24 時間 365 日の救急医療、小児救急医療、アレルギー疾患医療
- ③ 全床開床までにすべての政策的医療機能を実施すること。

- 以下についての段階的な開院計画等について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 外来、入院、政策的医療それぞれの段階的稼働についての計画を示すこと。

- なお、上記に示した本市の基本的な考え方と異なる計画がある場合は、それぞれの時期・理由を明らかにして示すこと。

- イ 現病院患者の引継ぎの方法について

- 入院患者・外来患者・アクティブ・インアクティブの別に具体的な方法（カンファレンスの実施等）を示すこと。

- また、現病院患者の引継ぎ等について特に考えがあれば示すこと。

6 病院及びスタッフ管理（医師・看護師等・事務等）の体制

- ① 病院及びスタッフの管理体制については「医療の質の向上」を基本としたものとする。
- ② 職員の確保については、特定の出身母体（大学及び医局等）に限定せず幅広く優秀な人材を確保すること。
- ③ 意思決定・指示・報告等の責任体制を病棟・外来・各部門ごとに明確にした体制を整備すること
- ④ 運営中の病院の管理運営に関するマニュアルがある場合は提出すること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 医師、看護師その他病院職員の確保・採用・配置について
- イ 各部門の組織及び責任体制について
- ウ 職員の能力向上のための研修等について
- エ その他病院管理・人事管理に関することについて

指定管理に関する基本的事項について

1 指定管理契約

(1) 契約の根拠

横浜市と港湾病院指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理に関する契約を締結する。

(2) 権利義務の譲渡禁止

指定管理者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(3) 業務委託の届出

指定管理者が、港湾病院の管理目的達成のため、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ市に届け出るものとする。

(4) 守秘義務

指定管理者は、業務上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

特に、電子媒体による保存を行うに際しては、保存運用管理規程等を定め、適切な扱いをすること。

横浜市個人情報の保護に関する条例の規程を遵守すること。

2 会計・経理の原則

指定管理者は、港湾病院の経営（開院準備を含む。）について本部等の会計と区分して収支を明らかにするために特別会計を設け、地方公営企業法の会計方式に基づく経理を行うこと。

3 条例及び規則に定める事項

次の事項については「条例」及び「規則」で定める。

(1) 病院名・診療科名

（横浜市病院事業の設置等に関する条例）

（横浜市病院事業の経営する病院条例施行規則）

(2) 診療費等

患者が支払う診療費等（使用料・手数料）については、次のように横浜市病院事業の経営する病院条例により定められている。（金額（税込）の規程は現条例によるもの）

①一般診療

健康保険法の規定による。

②老人診療

老人保健法の規定による。

③労災診療の費用

社会保険点数表等を基準として市長と神奈川労働局長が協議して定める額

④自動車損害診療

社会保険点数表等の基準に 2.0 を乗じた額

⑤非紹介患者初診料加算額

1,320 円（港湾病院）

⑥特別室（室料差額）

部屋毎に設備及び面積に応じて算出した額

⑦分娩料

80,000 円

⑧検診（人間ドック）

社会保険点数表等により算定した額

42,000 円（港湾病院の検査項目による。）

⑨診断書・証明書

ア 診断書 自賠責等 3,150 円 その他 1,050 円

イ 証明書 診断を必要とするもの 1,050 円

⑩駐車場使用料

ア 患者 無料

イ 面会者等 1 時間当たり 400 円

(3) 診療を行わない日、診療を行う時間等

（横浜市病院事業の経営する病院条例施行規則）

4 指定管理料等について

(1) 横浜市が指定管理者に対して支払うもの

横浜市は、指定管理者に対して次のものを支払うものとする。
支払・精算方法等については別途協議する。

ア 診療報酬交付金（仮称）

指定管理者が行った診療に伴う診療報酬については、診療報酬相当額を「診療報酬交付金（仮称）」として交付する。

イ 政策的医療交付金（仮称）

指定条件として定める政策的医療機能の実施にあたっては、「政策的医療交付金(仮称)」を予算の範囲内で交付する。

ウ 国県補助金相当額

指定管理業務に伴う国県補助金を横浜市が受けた場合には、国県補助金相当額を指定管理者に交付する。

エ その他の収入

指定管理業務に伴うその他の収入については、収入相当額を「指定管理料」として支払うものとする。

(2) 指定管理者が横浜市に対して支払うもの

指定管理者は、横浜市に対して次のものを支払うものとする。
支払・精算方法等については別途協議する。

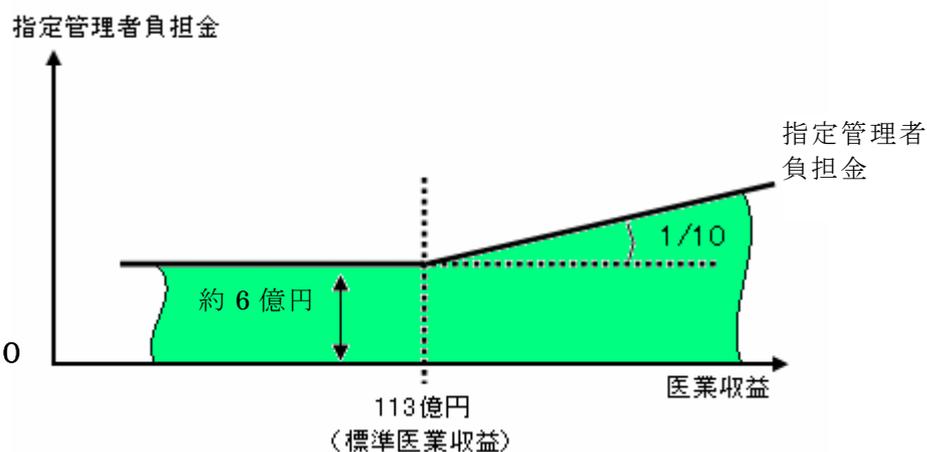
ア 指定管理者負担金（仮称）

指定管理者は、横浜市に対し次の算定方法により算定した「指定管理者負担金（仮称）」を支払うものとする。

ただし、全床開床する年度までは、減免することができる。

[指定管理者負担金算定方法]

- ① 医業収益が標準医業収益（113億円）以下の場合
同種の建物の標準的な減価償却費相当額（約6億円）
- ② 医業収益が標準医業収益（113億円）を上回る場合
【同種の建物の標準的な減価償却費相当額（約6億円）】及び【医業収益が標準医業収益（113億円）を上回る額の10分の1】の合計額。



イ 病院事業会計共通経費負担金（仮称）

指定管理者は、病院事業本部人件費、事務費等の横浜市病院事業会計共通経費の一部を負担するものとする。

負担額については別途協議する。

(3) 指定管理者の資金調達等に対する横浜市の支援

横浜市は、指定管理者の行う医療機器等の備品及び電子カルテ等医療情報システムの整備に要する費用の資金調達等について、支援を行うものとする。支援の方法等については別途協議する。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア 指定管理者負担金算定方法に関して最低負担額（6億円）や標準医業収益を上回る場合の加算（上回る額の10分の1）について上記と異なる考えがある場合は示すこと。

イ 長期収支計画（年度別内訳を含む）及びその考え方について示すこと。

5 管理に関する報告・指示等

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、速やかに港湾病院の管理の業務に関し事業報告書を作成し提出すること(地方自治法第244条の2第7項)。

また、中期経営計画その他協議により別に定める経営及び管理に関する書類を提出すること。

(2) 報告・指示等

ア 市は、港湾病院の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、港湾病院の管理の業務又は経理の状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行う(地方自治法第244条の2第10項)。

イ 病院長の任免その他管理に関する重要な事項を変更しようとするときは、あらかじめ市に届け出ること。

(3) 書類の保存

指定管理者が管理に伴い作成し、また受領する書類等は、横浜市の文書保存に関する基準及び別途定める基準に基づき保存すること。

6 医療事故等への対応について

医療事故等が発生した場合、指定管理者は患者等の救済を第一に行うとともに、ただちに市に連絡を行い、必要な指示に従うものとする。

事故等に関する対応は指定管理者が責任を持って行うものとする。

7 協議事項

この指定条件に定めのない事項については、市と指定管理者が協議のうえ定める。

横浜市病院事業の経営する病院条例（抜粋）

制定 平成 12 年 3 月 27 日

条例第 29 号

最近改正 平成 15 年 10 月 3 日

(指定管理者の指定等)

第 7 条 次に掲げる横浜市立港湾病院の管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 横浜市立港湾病院における診療及び検診に関すること。
- (2) 横浜市立港湾病院に係る使用料及び手数料の徴収に関すること。
- (3) 横浜市立港湾病院の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、前項に規定する横浜市立港湾病院の管理に関する業務を行うに当たっては、関係法令を遵守するとともに、良質な医療を市民に公平に提供しなければならない。

第 8 条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、指定管理者が実施すべき医療の種類、内容、水準その他の指定のための条件を定めるとともに、次項に規定する提案を行わせるため、あらかじめ、病院の経営について十分な知識及び経験を有し、かつ、政策的に必要な医療機能を担い得ると認めるものを選定するものとする。

2 前項の規定により市長を選定したもののうち指定管理者の指定を受けようとするものは、前項の条件に基づき横浜市立港湾病院において実施しようとする医療の内容その他市長が定める事項について提案するとともに、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提案された事項及び同項の規定により提出された書類を審査し、横浜市立港湾病院の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

4 市長は、第 1 項の規定による選定及び前項の規定による指定をしようとするときは、第 10 条第 1 項に規定する横浜市立港湾病院指定管理者評価委員会の意見を聞かなければならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第 9 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(横浜市立港湾病院指定管理者評価委員会)

第 10 条 第 8 条第 4 項の規定により横浜市立港湾病院の指定管理者の指定等について調査審議するため、横浜市立港湾病院指定管理者評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。
- 4 委員会の委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- 5 委員会の委員の任期は、指定管理者の指定等について調査審議するため任命された日から当該調査審議に係る指定管理者が指定された日までとする。
- 6 委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 第 2 項から前項までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

横浜市病院事業の経営する病院条例施行規則（抜粋）

制定 平成 12 年 3 月 31 日

規則第 26 号

最近改正 平成 15 年 10 月 3 日

(指定申請書の提出等)

第 17 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第 9 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 8 条第 2 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 港湾病院で実施する医療に関する書類
- (2) 港湾病院の経営の計画に関する書類
- (3) 港湾病院の職員の配置に関する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(委員会の委員長)

第 18 条 条例第 10 条の規定による横浜市立港湾病院指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第 19 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(委員会の庶務)

第 20 条 委員会の庶務は、衛生局において処理する。

(委員会の運営)

第 21 条 前 3 条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）

平成 12 年 2 月 25 日

条例第 1 号

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関(以下「審議会等」という。)の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

地方自治法（抜粋）

昭和 22 年 4 月 17 日

法 律 第 67 号

（委員会、委員及び附属機関の設置）

- 第 1 3 8 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。
- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
 - 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱

制 定 平成 12 年 6 月

最近改正 平成 15 年 3 月

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 31 条の規定に基づく審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする会議)

第 2 条 この要綱の対象とする会議は、次に定める機関の会議とする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関
- (2) 要綱等により設置される附属機関に準ずる機関で、横浜市審議会等の設置及び運営に関する要綱（平成 12 年 7 月総務局長通知。以下「審議会等設置運営要綱」という。）第 2 条に規定するもの

(会議開催の事前公表)

第 3 条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催の前日 7 日までに、次に掲げる事項を記載した会議案内（様式第 1 号）を市役所及び区役所の掲示板に掲示し、併せてホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催されるときは、開催の決定後、速やかに行うものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴を認める者の定員（公開する場合のみ）
- (6) 傍聴の申込方法（公開する場合のみ）
- (7) 問合せ先

2 審議会等の会議の名称、開催日時及び開催場所は、次の区分により広報よこはまに掲載するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催されるなどには、適用しない。

- (1) 開催日とその属する月の 1 日から 16 日までの会議については、開催日の属する月の前月の号に掲載する。
 - (2) 開催日とその属する月の 17 日から月末までの会議については、開催日の属する月の号に掲載する。
- 3 第 1 項の会議案内は、市民局市民情報センター（区に置かれている審議会等にあつ

ては、区役所総務部区政推進課広報相談係)に備え置き、市民の閲覧に供するものとする。

(非公開等の決定)

第4条 審議会等の長は、当該審議会等の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

2 前項の場合において、審議会等の長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(理由等の会議録への記録等)

第5条 審議会等の会議の一部又は全部を非公開とした場合には、その旨を第8条に定める会議録に記録するものとする。

(会議の傍聴等)

第6条 審議会等の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、審議会等は、傍聴を認めるものの定員を定めることができる。

3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選によることができる。

4 審議会等は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(会議資料の提供)

第7条 審議会等の会議が公開されるときは、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等については、会場に備え、閲覧できるようにするものとする。

(会議録の写しの閲覧)

第8条 審議会等は、会議を公開した場合においては、当該会議に係る会議録(審議会等設置運営要綱第4条第2項第3号に規定する会議録をいう。)の写し等を、会議録の確定後、担当課及び市民情報センターにおいて1年間閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するものとする。

(運営状況の報告)

第9条 事務局は、毎年1回、次に掲げる事項について取りまとめ、様式第2号により、

市民局長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 非公開とされた会議の議題及び回数
- (4) 各回の傍聴者数

2 市民局長は、毎年1回、審議会等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

(審議会等の長が選任されていない場合の特例)

2 審議会等の長が選任されていない場合は、当該審議会等の会議は、公開で行うものとする。この場合において、審議会等の長が選任されたときは、会議の非公開等の決定は、第4条に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

横浜市立港湾病院再整備の概要



病院建物イメージ

横浜市立港湾病院は、横浜開港百年記念事業の一環として、昭和37年に開院しましたが、開院後40年近くが経過し、建物の老朽化、狭あい化が進み、時代の変化に対応した医療機能の充実や、患者サービスの向上を図ることが難しくなっております。

そこで、病院施設を一新し、地域における中核を担う病院として、再整備を行います。

1 再整備工事の概要

(1) 建設地

- ア 地名地番 中区新山下三丁目12番1号（現病院正面向かい側の用地）
- イ 敷地面積 28,613㎡

(2) 規模・構造

- ア 延床面積 74,342㎡（地下駐車場等を含む）
- イ 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造
地下1階地上8階（4階は設備階）
- ウ 建物高さ 8階屋上で38m（最高の高さ 47m）

(3) 駐車場

- ア 地下駐車場 約200台
 - イ 地上駐車場 約100台
- その他、現病院敷地側に200台程度の駐車場を整備する予定

(4) 工事スケジュール

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
病院建設工事	12年12月 着工	建設工事			15年12月 竣工予定
護岸工事		●	●		
		13年5月	護岸工事	15年3月	

(5) 計画図概要

図1、2、3のとおり

2 新病院の診療内容

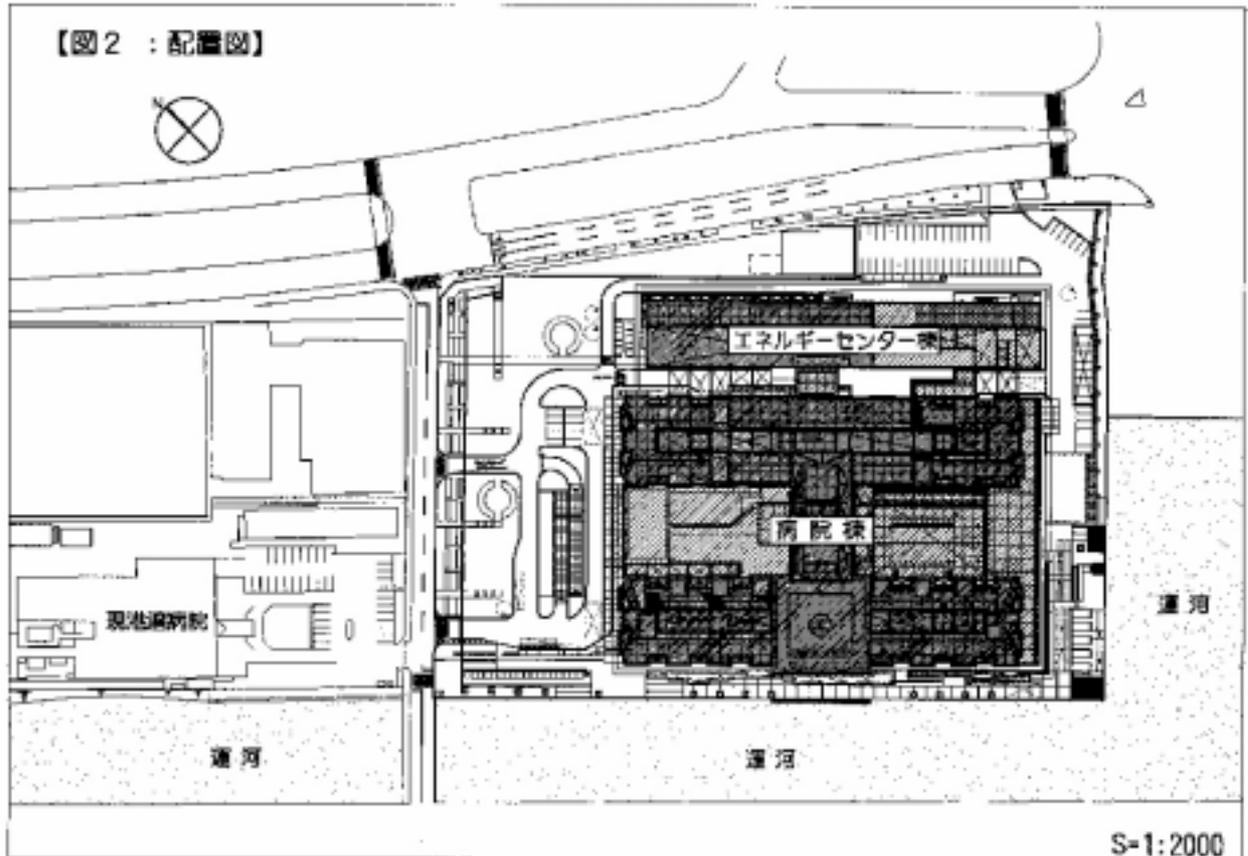
- (1) 病床数 634床（一般584床、精神50床）（現在は300床）
- (2) 診療科目 23科（現在は14科）
内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、神経内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、精神科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、アレルギー科（ は新設診療科）

3 新病院の特徴

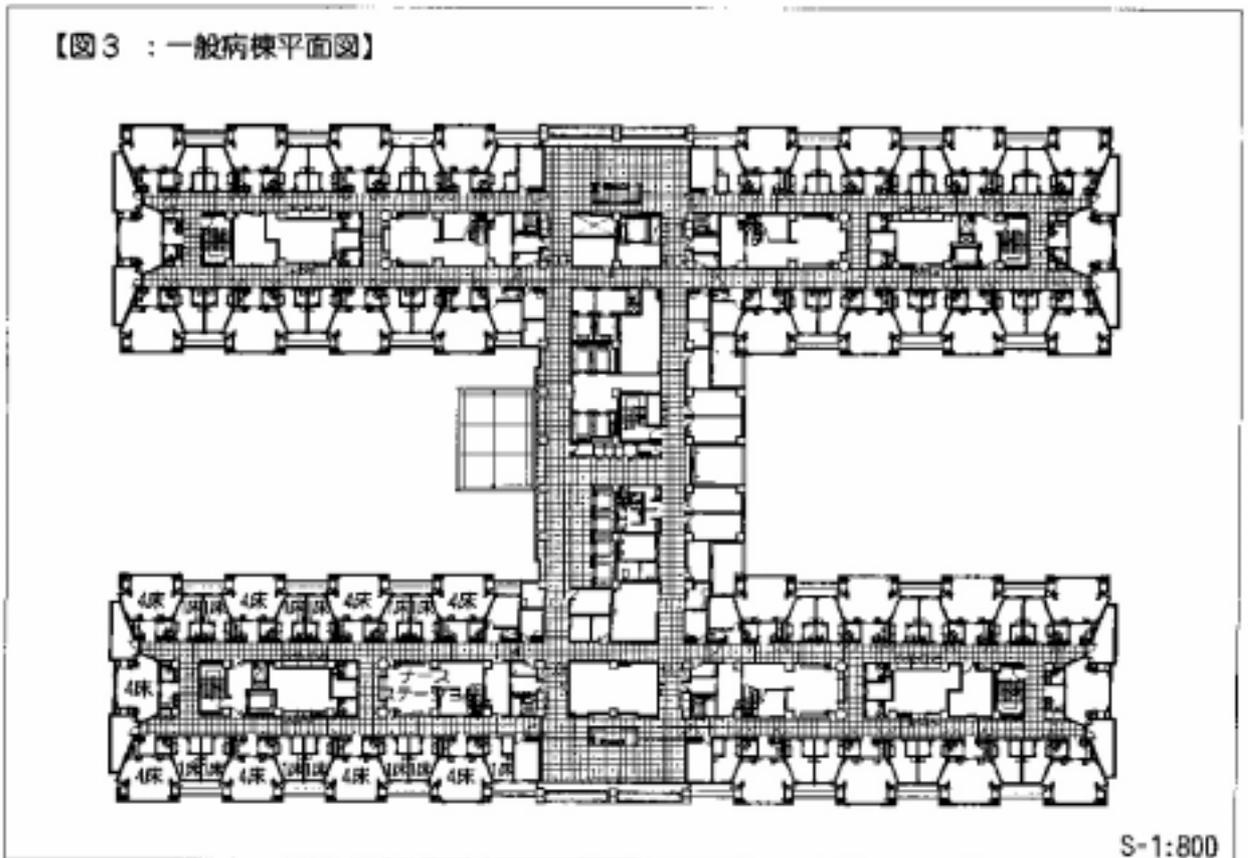
(1) 医療機能の充実

- ア 三大生活習慣病（心疾患、がん、脳血管疾患）に対する診断、治療機能を充実します。
- イ ICU（集中治療室）、CCU（心疾患集中治療室）、NICU（新生児集中治療室）などの集中治療機能を確保します。
- ウ 手術機能を充実します。（バイオクリーン室等の整備など）
- エ リハビリテーション機能を充実します。
- オ 高度医療機器を整備します。

【図2 : 配置図】



【図3 : 一般病棟平面図】



3 整備スケジュール	平成6年度	基本構想
	平成7・8年度	基本計画・再整備用地取得
	平成9年度	設計プロポーザル実施・再整備事業方針決定
	平成10年度	基本設計
	平成11・12年度	実施設計
	平成12年12月	建設工事着手
	平成15年8月	受電
	平成15年12月	建設工事竣工予定(37カ月)
	平成16年度	開院準備
平成17年度	開院予定	

4 内外装仕上げの概要

- (1)外部仕上げ
- ・外壁 PC版 石器質防汚処理タイル打ち込み
(タイル:190×90、90×90) 約35,000㎡
 - ・軒天 アルミパネル t=2.5 フッ素樹脂焼付け塗装
 - ・屋根 外断熱アスファルト防水
100角磁器質タイル
 - ・窓 アルミ断熱防音サッシ、高遮熱断熱防音複層ガラス、電気錠付
- (2)内部仕上げ
- *手術室など特殊な部分を除き、原則として
 - ・床 診療系 天然リノリウム又はビニール系シート
事務系 天然リノリウム又はビニール系シート
中央ホール 天然リノリウム
 - ・壁 ビニールクロス又はボードペイント仕上げ
腰壁:病棟は硬質塩ビシート・外来の廊下は人造大理石
 - *落ち着き、暖かさ、質感等を求められる部分(緩和ケア病棟・特別病棟等)
 - ・床 タイルカーペット
 - ・壁 一部木板練りつけ仕上げ・木製幅木

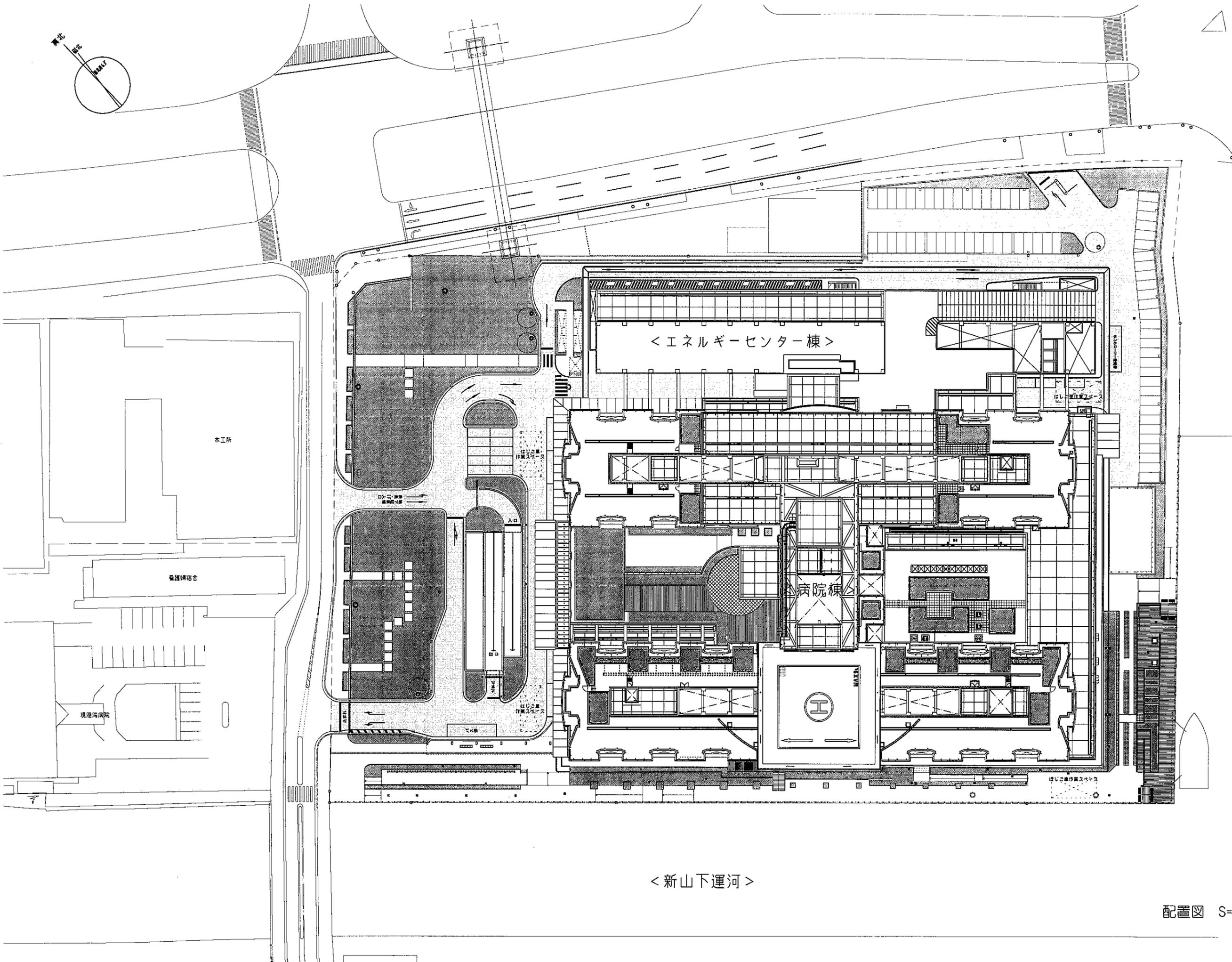
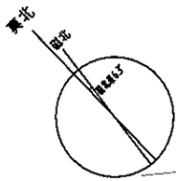
5 設備の概要(特徴)

- (1) 特別高圧受変電設備 (エネルギーセンター棟2階)
- ・受電方式 常用-予備2回線受電
 - ・受電電圧 66,000V
 - ・最大需要電力 約3,850kW
- (2) 発電設備 (エネルギーセンター棟2階)
- ・発電電圧 6,600V
 - ・発電電力 2,150kW
 - ・発電機用原動機:ガスタービン 1,150kW×1台
ガスエンジン 500kW×2台
- 発電機はコージェネレーションシステムで非常用兼用。平常時は都市ガスで運転し、災害等で都市ガスが絶たれた場合には軽油で運転
- (3) 空調熱源設備 (エネルギーセンター棟1階)
- ・蒸気2重効用冷凍機 600冷凍トン ×2台
 - ・蒸気2重効用冷凍機 400冷凍トン ×1台
 - ・スクリュウ式ヒートポンプ冷凍機 100冷凍トン ×2台
- 計 1,800冷凍トン
- 蒸気はコージェネレーションシステムで発生する排熱を利用。不足分は、ガス・油焚蒸気ボイラーにより供給
- ・ガス・油焚蒸気ボイラー 2,000kg/h×7台(内4台はガス専焼ボイラー)
- (4) 燃料備蓄
- 災害により電気、都市ガス両方のエネルギーが絶たれた場合に、電力の確保を目的として、液体燃料(軽油)を備蓄
- ・軽油備蓄量 130,000ℓ(全ての発電機が7日間運転できる量:地下タンク5基)
- (5) 水の備蓄
- 災害時に断水した場合の、飲料、中央診療等医療機能の確保及びトイレ洗浄水として、受水槽等で水を備蓄(災害時に50%程度の給水制限を行うものとして7日分を確保)
- ・飲料系受水槽 約800トン 384トン×2基、高置水槽32トン×2基
 - ・機械系受水槽 約1,000トン(ろ過、滅菌装置を設置し災害時には飲用可能な水とします)
- 備蓄量合計 約1,800トン
- (6) 昇降機設備
- エレベーター
- ・一般用×4台、寝台用×4台、寝台用×1台(緩和ケア病棟用)、給食用×1台
 - ・物品供給用×2台、非常用×2台、中材専用×2台、病歴用×1台、霊安用×1台(自動車用)
- 計 18台
- エスカレーター 1200型 計 4台
- (7) 搬送設備
- リニアモーター方式
- ・ステーション数 計 41箇所(搬送重量15kg)

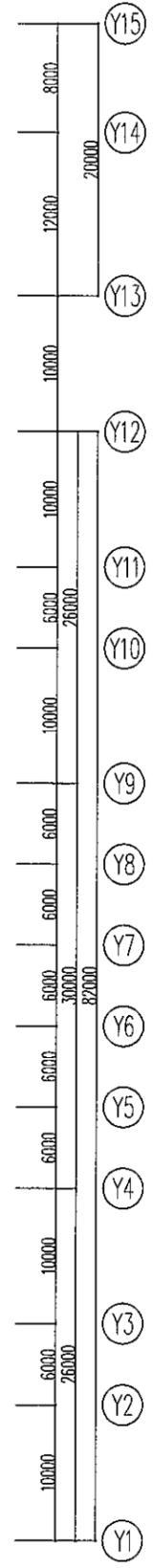
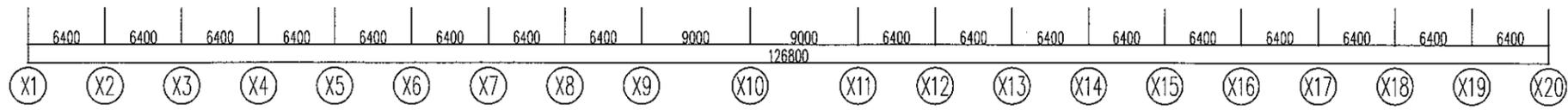
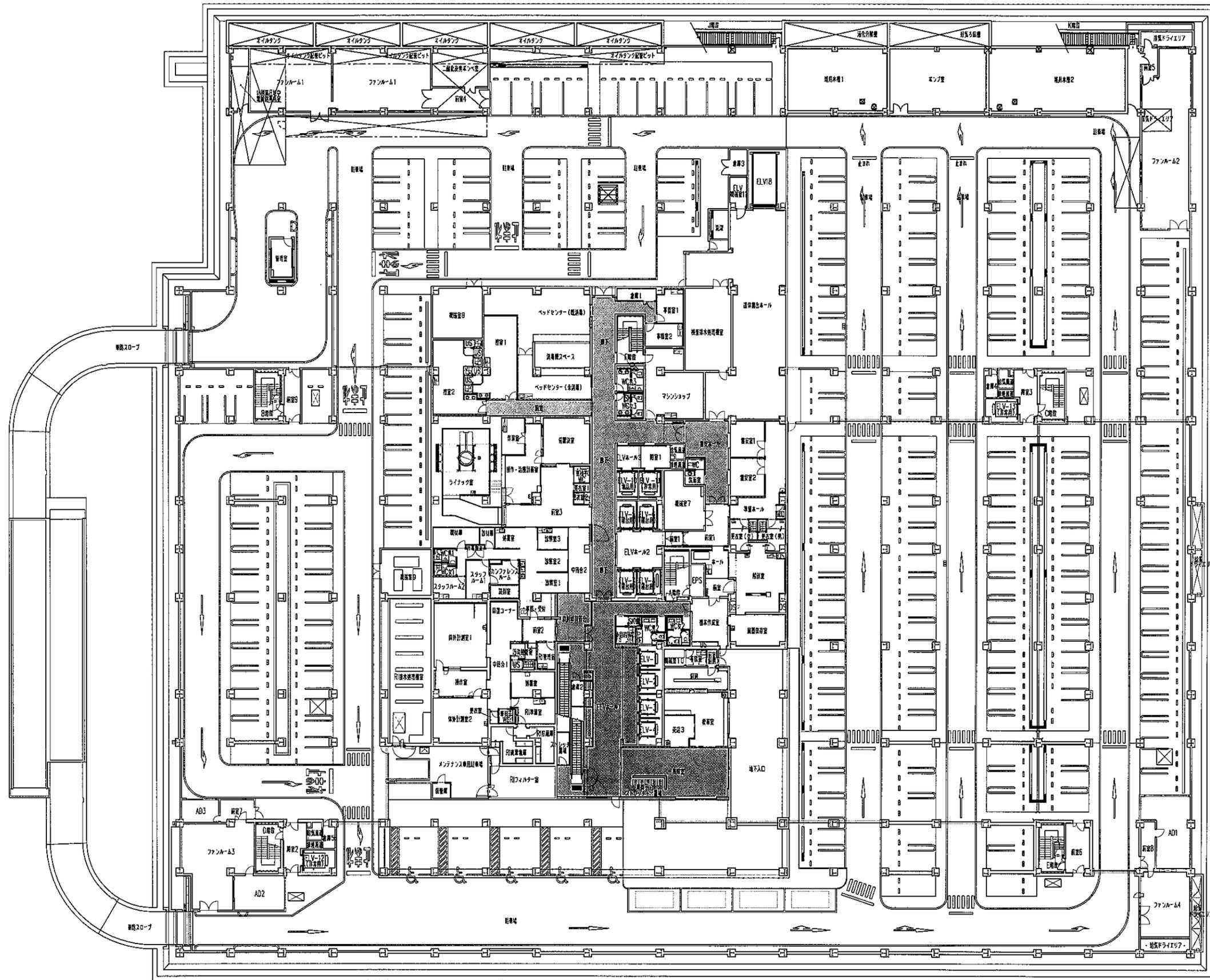
横浜市立港湾病院再整備工事

(配置図・平面図・立面図・断面図)

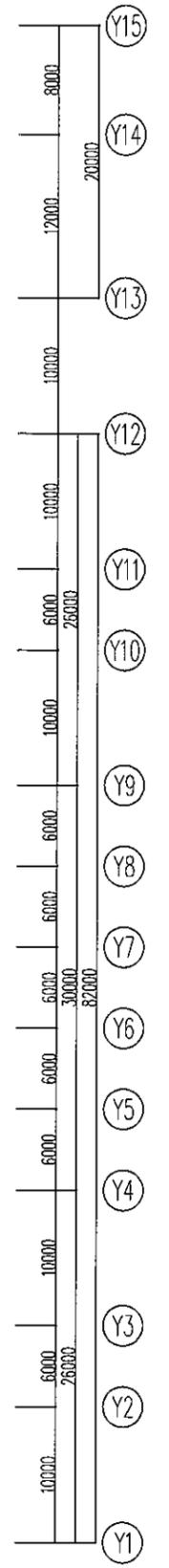
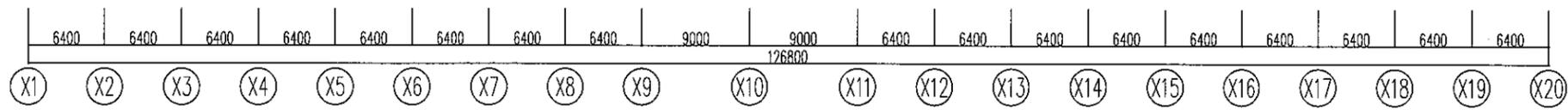
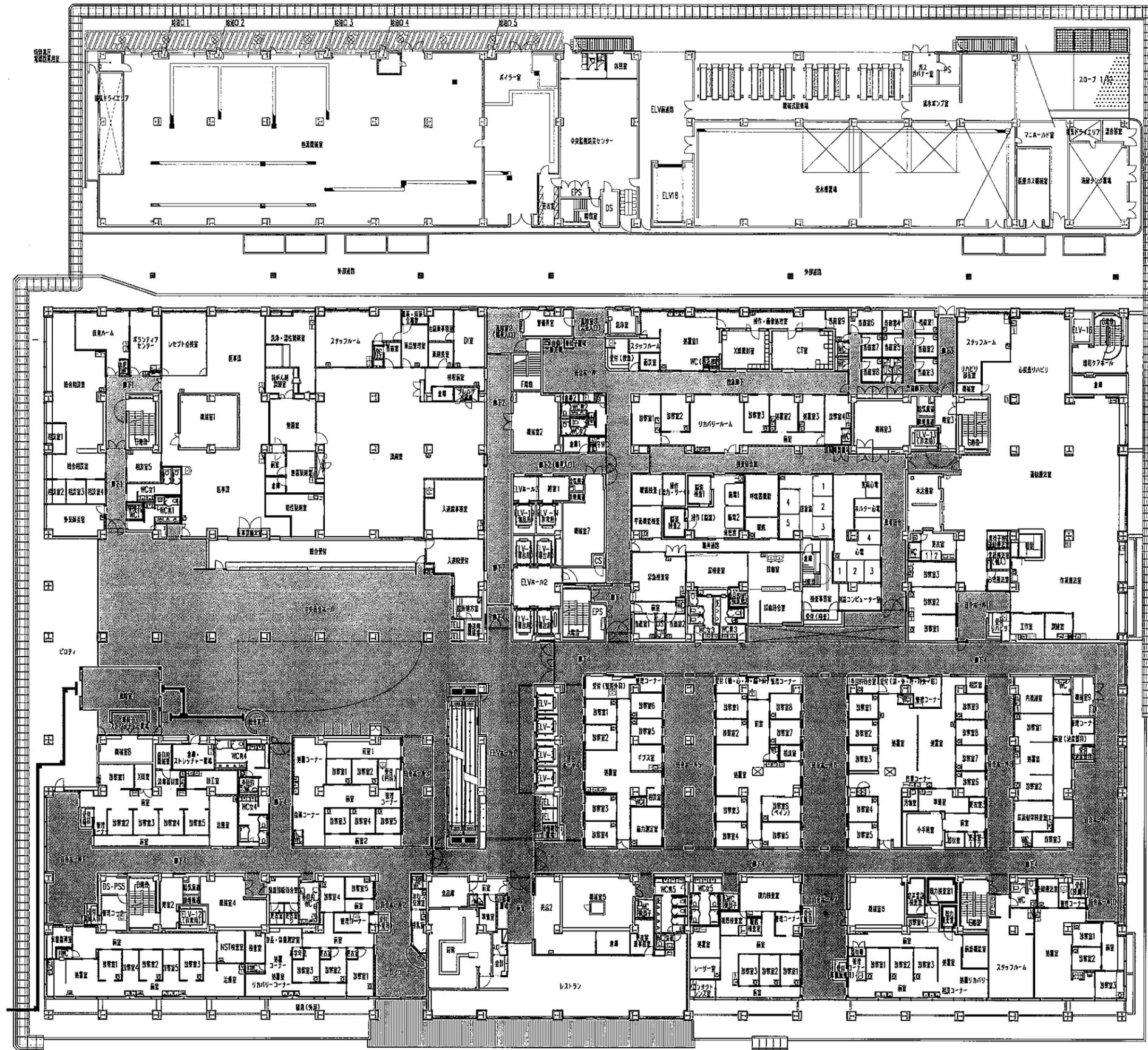
平成 15 年 10 月



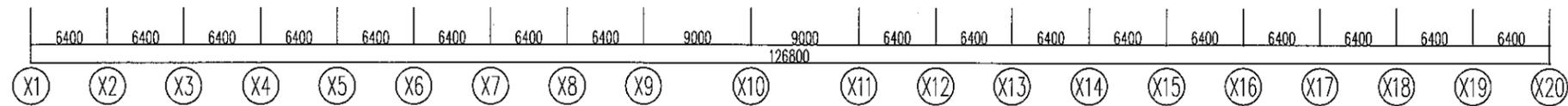
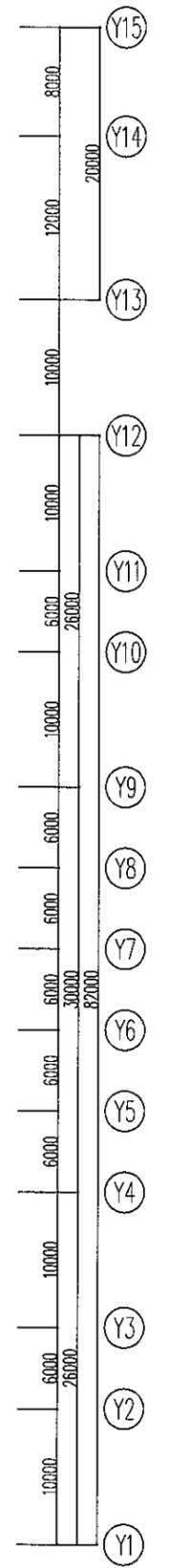
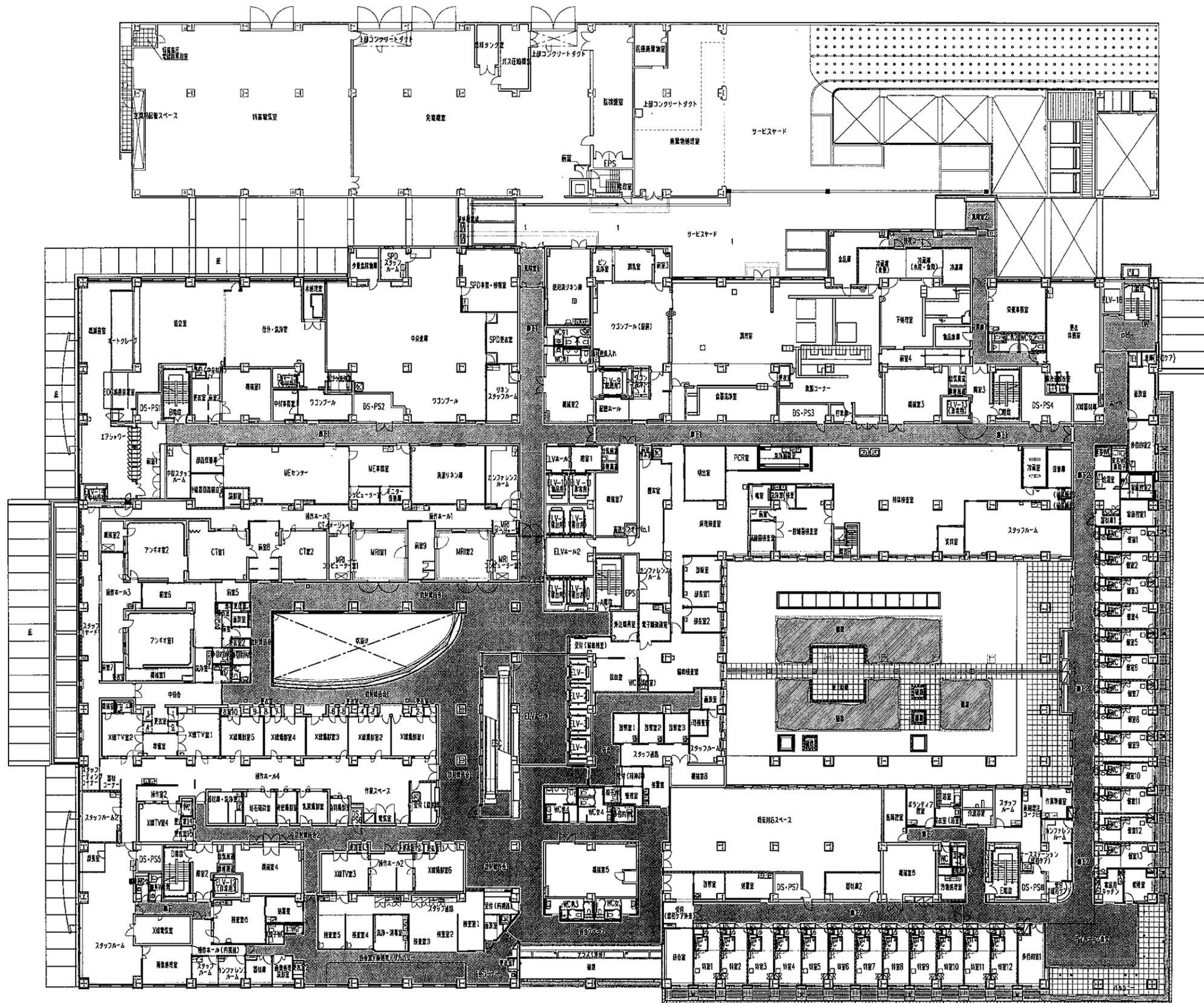
<新山下運河>



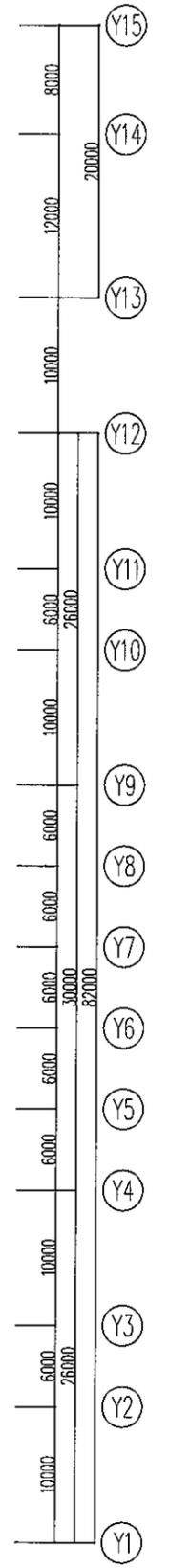
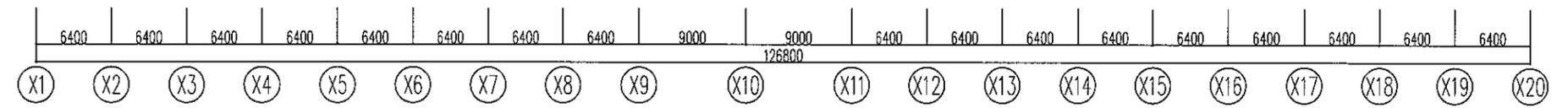
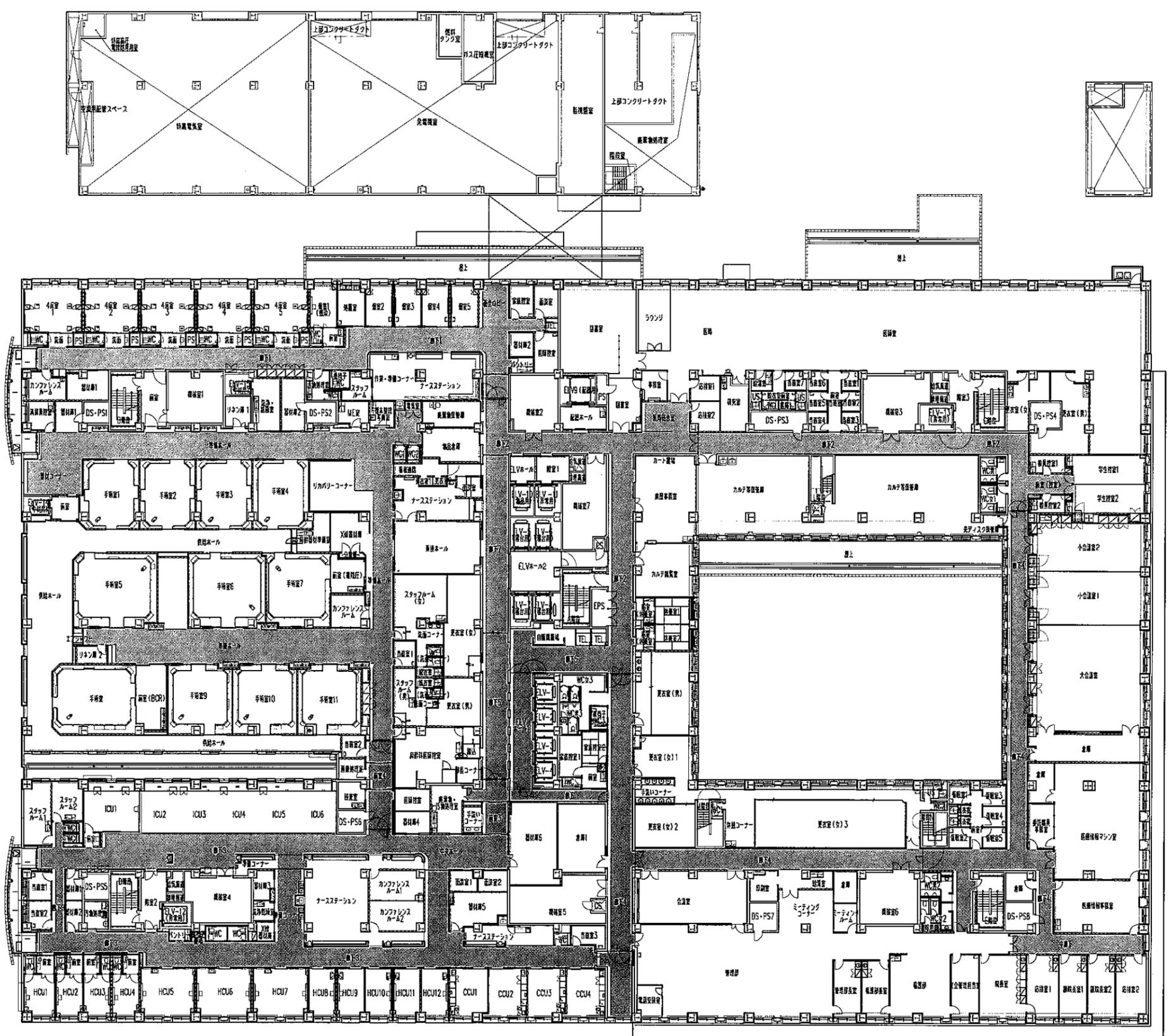
地下1階平面図 S=1/500



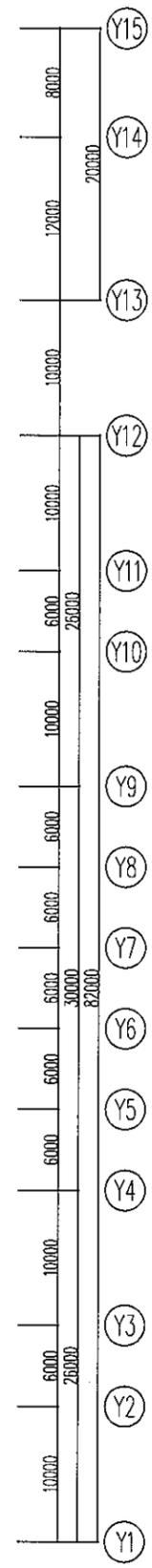
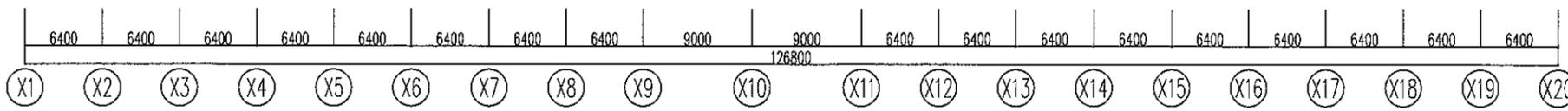
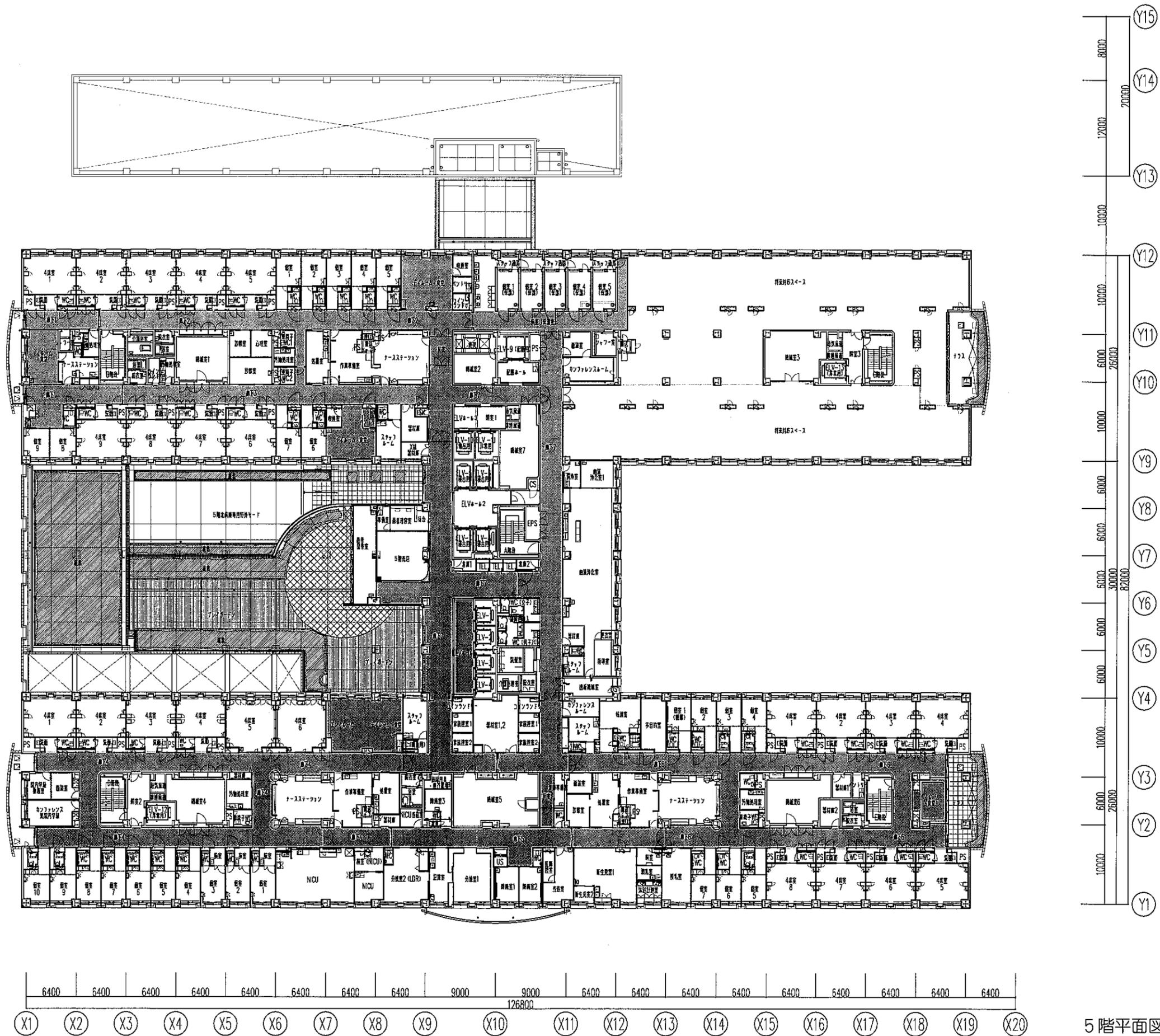
1階平面図 S=1/500



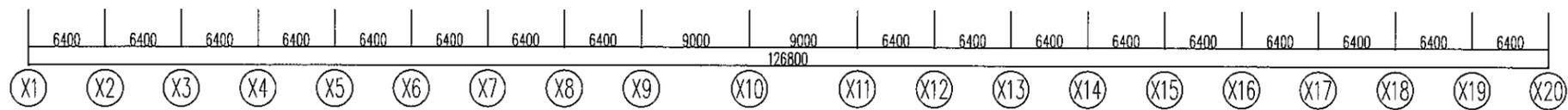
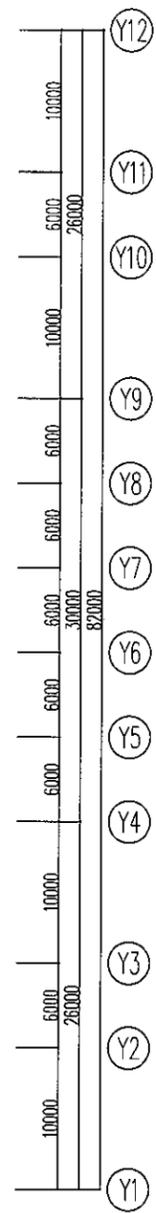
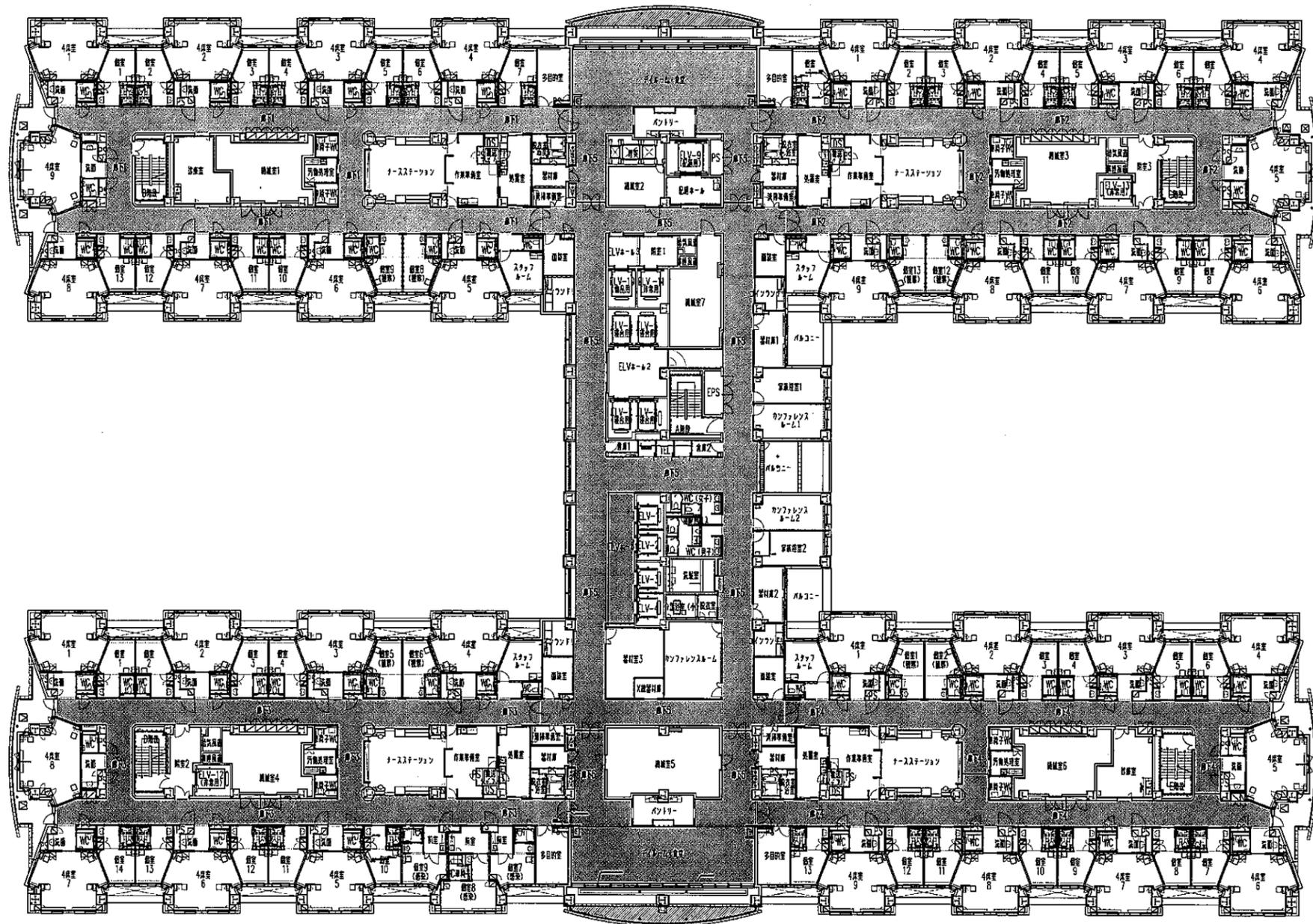
2階平面図 S=1/500



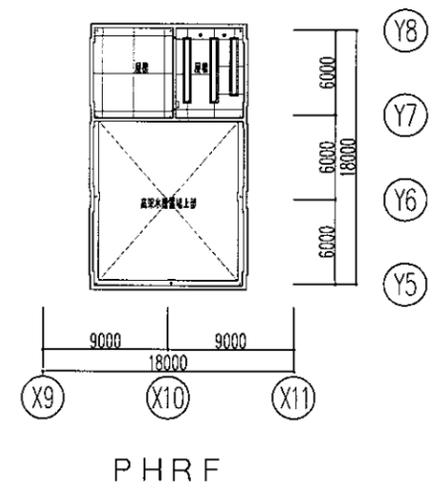
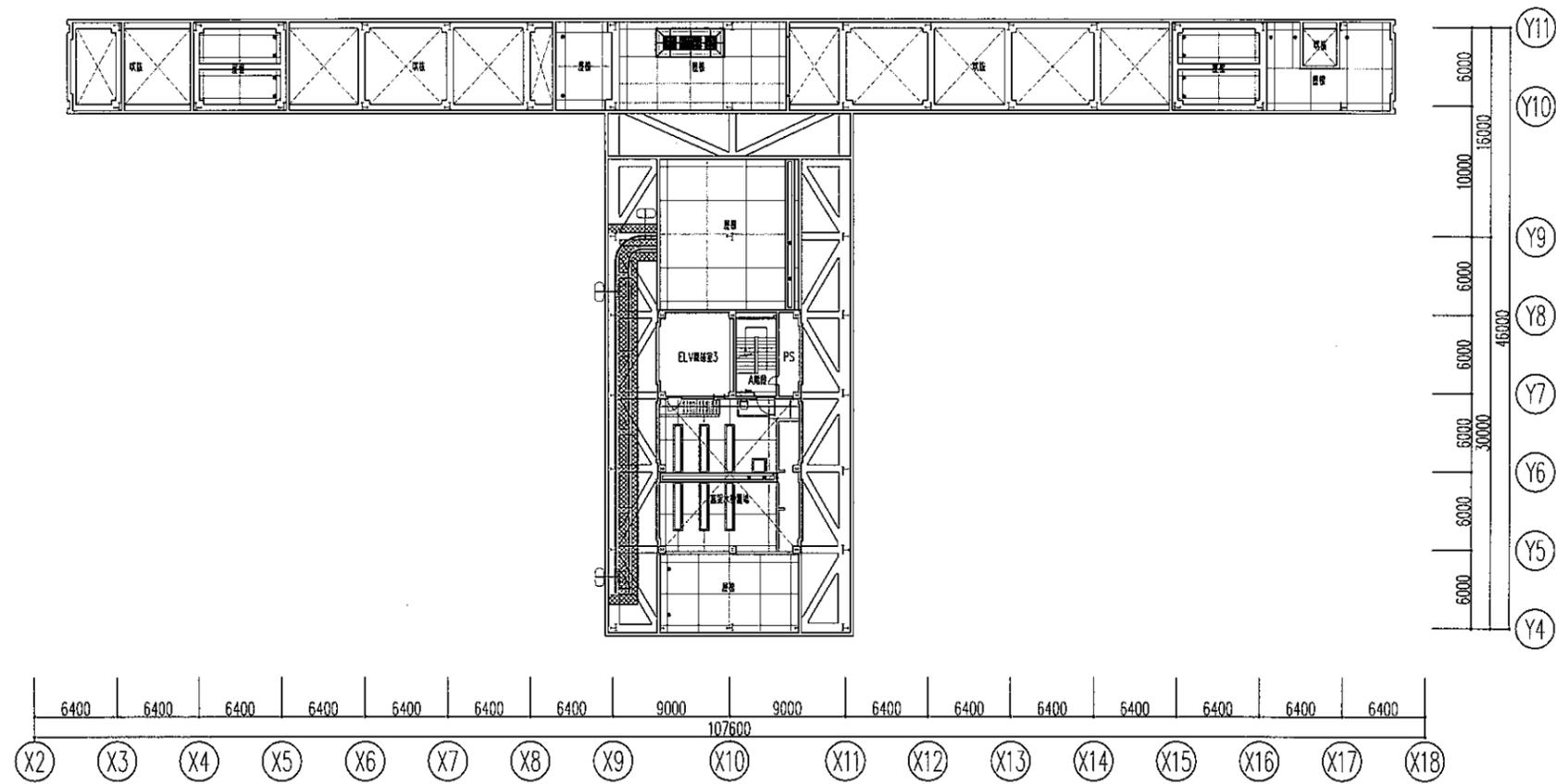
3階平面図 S=1/500

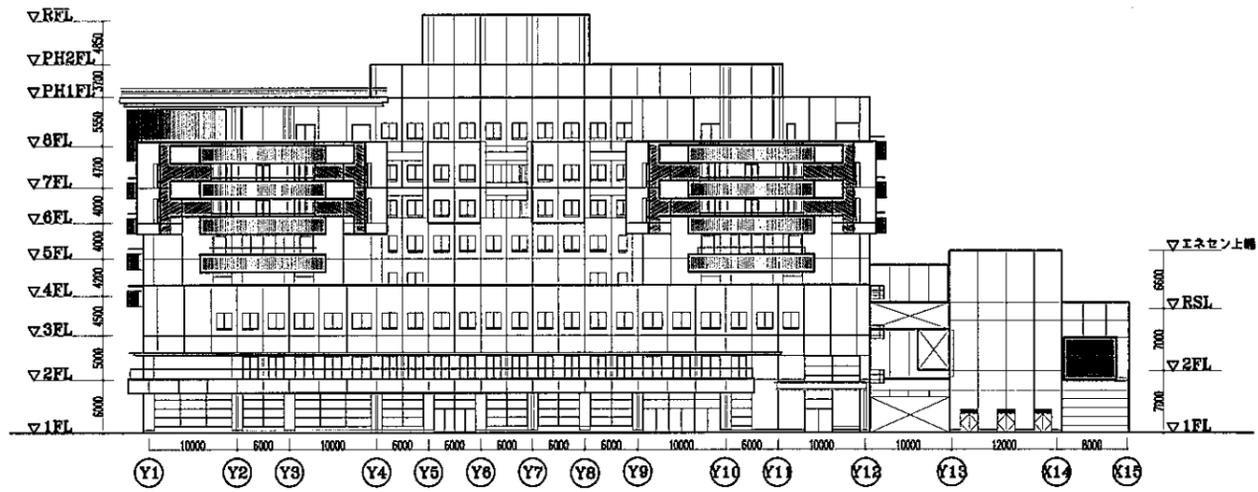


5階平面図 S=1/500

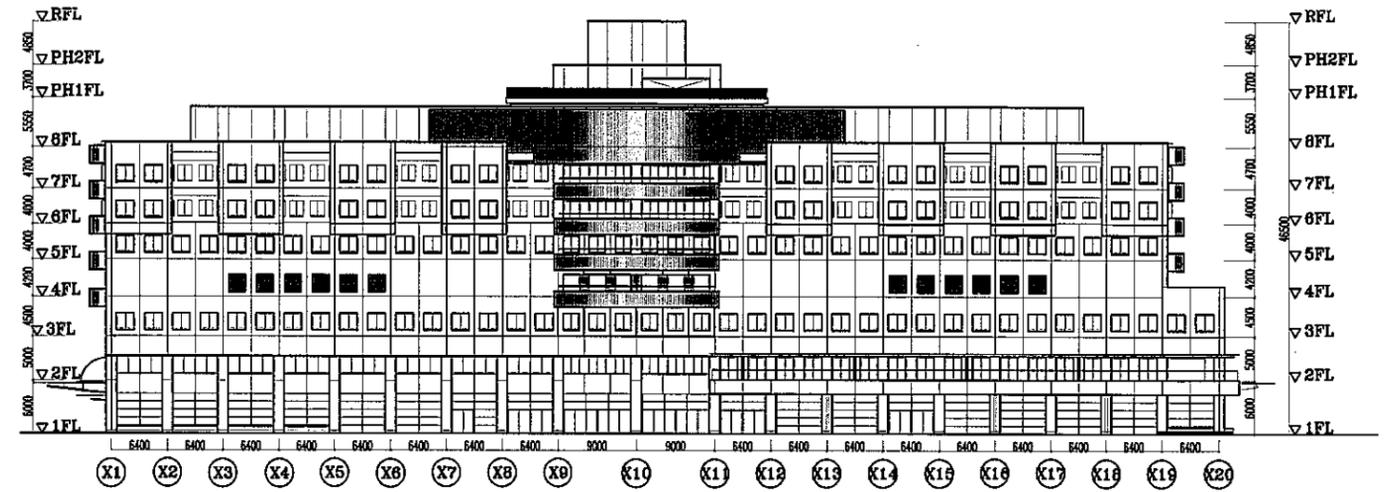


7階平面図 S=1/500

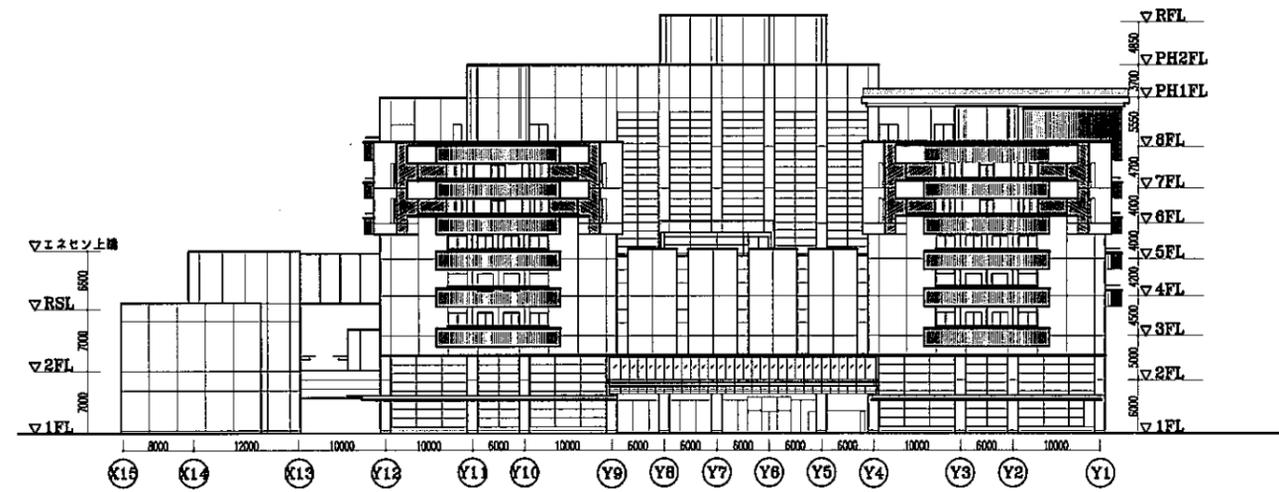




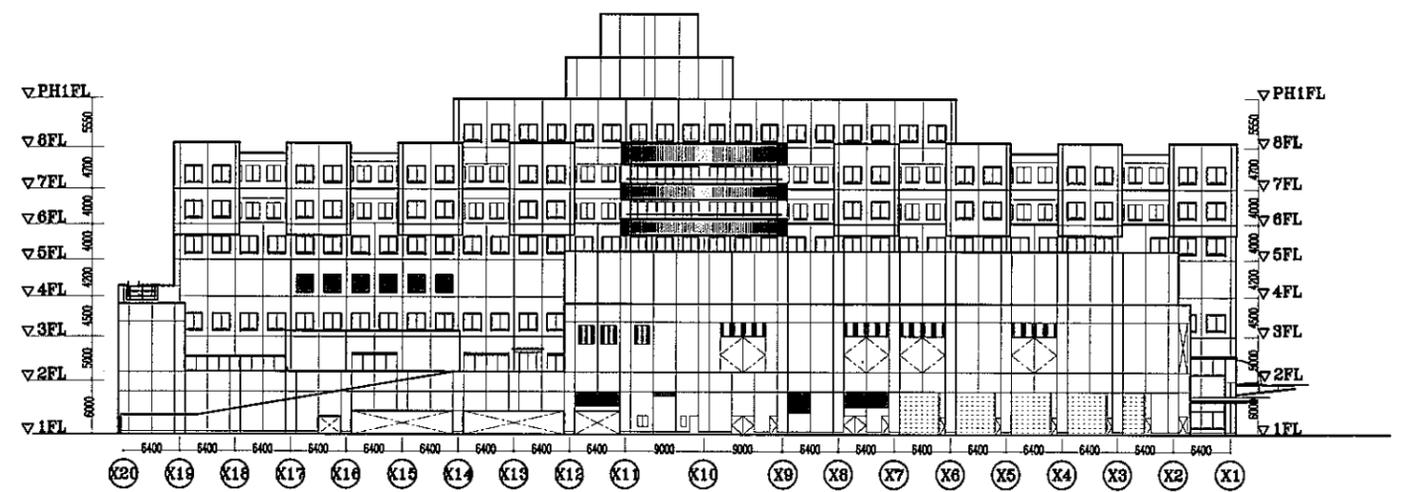
東面立面図
S=1/800



南面立面図
S=1/800



西面立面図
S=1/800



北面立面図
S=1/800

